

H-23011-1
令和5年6月21日
原子燃料工業株式会社
熊取事業所

設工認申請書における記載に変更が必要な内容について

1. はじめに

現在、認可を受けた前半申請に係る施設に対して工事及び使用前事業者検査等を実施している。工事及び使用前事業者検査等を実施する過程において、申請書の記載に不備が確認されている。このため、認可を受けた施設に対して改めて申請書を確認し記載の不備がないか確認を行った。

確認の結果、第3次申請について5件、第4次申請について18件、第5次申請について27件、計50件の不備を確認した。

2. 確認体制、確認対象

(1) 確認体制

工事及び使用前事業者検査に必要な情報が適切に記載されているか及び改造内容の施工が可能かの観点で、設備所管部により確認を実施した。

(2) 確認対象・確認方法

・確認対象

第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可、熊原第21-041号（令和3年9月16日付け）及び熊原第22-012号（令和4年7月19日付け）をもって軽微な変更の届出）

第4次申請（原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可、熊原第21-042号（令和3年11月8日付け）及び熊原第22-013号（令和4年7月19日付け）をもって軽微な変更の届出）

第5次申請（原規規発第2211164号（令和4年11月16日付け）にて認可）

確認は第3次申請から第5次申請までの前半申請施設を対象とした。なお、第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）及び第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）は、既に使用前検査を終えており問題がなかったことから対象外とした。

・確認方法

仕様表、材料一覧、添付図、検査項目について工事及び使用前事業者検査に必要な情報が適切に記載されていること、現物と添付図に齟齬がないことを確認した。

特に既設建物については、建設当時の設計資料である竣工図と齟齬がないことを確認するが、竣工図は古く、非常に細かい似た記載が並んでいるため、確認の見落としが多く認められたことから、添付図と竣工図を丁寧に比較し、双方の図に確認したこと示すマークを入れながらダブルチェックを実施した。

3. 確認結果

第3次申請から第5次申請について計50件の記載の不備が確認された。内訳は第3次申請について5件、第4次申請について18件、第5次申請について27件である。確認された記載の不備は以下の3点に分類される。

- (1)検査上の不備 : 検査を行う上で支障をきたす又は支障の可能性のあるもの
- (2)施工上の不備 : 改造部位の工事において変更の必要があるもの
- (3)その他 : 上記以外の記載の不備

上記確認の結果について、分類、該当箇所、変更内容、技術基準の適合性等を表1に示す。

4. 今後の対応

確認により、確認された記載の不足、誤り等については是正する変更を行うこととし、第3次申請、第4次申請及び第5次申請に対して軽微な変更の届出を行う。

本変更は、加工施設の保全上支障のない変更であり、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定する軽微な変更に該当するため、法第16条の2第5項の規定に基づき届け出る。

以上

表1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧

No.	申請 次数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
1	第3次	核燃料 物質の 貯蔵施設	1001	第1加工棟	第1加工棟 火災区 域境界壁における貫 通部の記載について	検査上 の不備	表へー2-1の火災区画間の貫通部の防 火処置について用いる材料に不足がある ため、当該表に記載の追加を行う。また、 第へー3表の検査の方法の判定基準も同 様に記載を追加する。	27	表へー2-1 第1加工棟 第へー3表 建物・構築物に係る検査 の方法(2/3)(a. 第1加工棟: 検査11) 第へー3表 建物・構築物に係る検査 の方法(3/3)(a. 第1加工棟: 検査11) 技術基準規則への適合状況の説明	壁貫通部に対して施工す る材料を明確化するもの であり、影響はない。	1
	149										
	第5次							504			
								854	追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様		
2	第3次	核燃料 物質の 貯蔵施設	1001	第1加工棟	第1加工棟 スラブ 配筋について	検査上 の不備	図へー2-1-20の既設部材リストに おいて、長辺方向配筋の鉄筋径、ピッチに 誤りがあるため、当該図中の記載を変更す る。	93	図へー2-1-20 第1加工棟 既 設部材リスト2	図中の配筋の鉄筋径、ピッ チを修正するものであり、 評価は変更後の仕様で行 っているため、影響はな い。	2
3	第4次	成型施 設	1002	第2加工棟	第2加工棟 基礎伏 図兼構造区分図 張り 出し基礎スラブの符 号について	検査上 の不備	図ハ-2-1-2-1において、北側屋外 階段部の張り出し基礎スラブの符号に誤 りがあるため、当該図中の記載を変更す る。	192	図ハ-2-1-2-1 第2加工棟 基礎伏図兼構造区分図	図面の符号を修正するも のであり、影響はない。	3
4	第4次	成型施 設	1002	第2加工棟	第2加工棟 既設部 材リスト 柱について	検査上 の不備	図ハ-2-1-2-19の既設部材リス トにおいて、1階C9 柱の柱頭側の鉄骨の ウェブ板厚に誤りがあるため、当該図中の 記載を変更する。	210	図ハ-2-1-2-19 第2加工 棟 既設部材リスト柱2	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	4
5	第4次	成型施 設	1002	第2加工棟	第2加工棟 既設部 材リスト 大ばりにつ いて	検査上 の不備	図ハ-2-1-2-22の既設部材リス トにおいて、3階Y2ばり、3階・R階Y3 ばり、3階・4階Y4ばりの鉄骨のフラン ジ幅、フランジ厚さ及び配筋に誤りがある ため、当該図中の記載を変更する。	213	図ハ-2-1-2-22 第2加工 棟 既設部材リスト大ばり3	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	5
6	第4次	成型施 設	1002	第2加工棟	第2加工棟 既設部 材リスト 大ばりにつ いて	検査上 の不備	図ハ-2-1-2-23の既設部材リス トにおいて、3階Y9ばり及び2階Y8ばり 鉄骨のウェブ板厚、フランジ厚さ及び配筋 に誤りがあるため、当該図中の記載を変更 する。	214	図ハ-2-1-2-23 第2加工 棟 既設部材リスト大ばり4	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	6

No.	申請 回数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
7	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 既設部材リスト 小ばりについて	検査上の不備	図ハ-2-1-2-25の既設部材リストにおいて、スタッド本数に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	216	図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	7
8	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 既設部材リスト壁について	検査上の不備	図ハ-2-1-2-28の既設部材リスト壁の「□」及び「□」において、配筋ピッチに誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	219	図ハ-2-1-2-28 第2加工棟 既設部材リスト壁	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	8
9	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 地下貯槽ピットに関する記載の適正化について	検査上の不備	図ハ-2-1-3-49において、地下貯槽ピット貫通孔等に表示の誤り及び凡例の不足があるため、当該図中の記載を変更する。	277	図ハ-2-1-3-49 第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図	図面の記載を適正化するものであり、影響はない。	9
10	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 地下貯槽ピットに関する検査の方法の適正化について	検査上の不備	第ハ-3表の地下貯槽ピットの検査の方法における階段開口部に関する内容について、検査対象を明確にするため当該表の記載を変更する。	368	第ハ-3表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））	検査の方法の記載を適正化するものであり、影響はない。	10
11	第4次	放射線管理施設	7026	モニタリングポストNo.1	モニタリングポストの変更内容（既存の機器の撤去）の適正化について	その他	既存のモニタリングポストは、原災法に基づく設備であり過去に設工認を得たものではないこと、撤去工事は新設するモニタリングポストの技術基準への適合に影響を及ぼすものではないことから、変更内容、工事に係る記載において既存の機器の撤去工事に係る記載を削除する。	646	表チ-1-2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容	設工認対象外の工事の計画に係る記載を削除し、変更内容に係る記載の適正化を図るものであり、影響はない。	11
			7027	モニタリングポストNo.2				647	表チ-2-1 モニタリングポストNo.1 仕様		
			7027-2	放射線監視盤（モニタリングポスト）				651	表チ-3-1 モニタリングポストNo.2 仕様		
								655	表チ-4-1 放射線監視盤（モニタリングポスト）仕様		
								672	図チ-a-3 工事フロー		
								1890	追第4次 表チ-2-1 モニタリングポストNo.1 仕様		
	1893	追第4次 表チ-3-1 モニタリングポストNo.2 仕様									
1887	追第4次 表チ-4-1 放射線監視盤（モニタリングポスト）仕様										
第5次											

No.	申請 回数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁 番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
12	第4次	その他 の加工 施設	8009	火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	第2加工棟 感知器 の追加、型式変更につ いて	施工上 の不備	自動火災報知設備の感知器について、間仕 切り壁による区画により消防法上で感知 器の設置が必要となるため、3階に感知器 を3台追加する。 また、4階の感知器1台の再据付が施工上 不可となるため、消防法に基づきその周囲 の感知器4台の型式変更を行う。	28	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 表リ-2-1 (1/2) 建物の付帯 設備 図リ-2-1-3-4 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (3階) 図リ-2-1-3-5 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (4階)	消防法に基づき感知器の 追加及び型式変更を行う ものであり、影響はない。	12
	684							703			
13	第4次	その他 の加工 施設	8010	消火設備 消火器	第2加工棟 消火器 の移設について	その他	図リ-2-1-4-2において、公設消防 の指導により第2加工棟第2洗濯室(中2 階)の消火器を移設するため、当該図中の 記載を変更する。	706	図リ-2-1-4-2 第2加工棟 消火設備 消火器 配置図	消防法に基づき消火器の 配置を変更するものであ り、影響はない。	13
14	第5次	成型施 設	2064	連続焼結炉No.2-1	緊急設備 手動閉止弁 の固定に関する配置 図の引用先について	検査上 の不備	表ハ-2P設-13-1の地震による損 傷の防止の仕様において、付帯設備の固定 方法を示した設置図の図番に誤りがあつ たため、当該表の記載を変更する。	127	表ハ-2P設-13-1 連続焼結 炉No.2-1 仕様	引用する図番を修正する ものであり、影響はない。	14
15	第5次	成型施 設	2064	連続焼結炉No.2-1	連続焼結炉No.2-1 圧 力逃がし機構の別表 引用先について	検査上 の不備	表ハ-2P設-13-1の安全機能を有 する施設の仕様において、圧力逃がし機構 の仕様を示している別表の図番に誤りが あつたため、当該表の記載を変更する。	133	表ハ-2P設-13-1 連続焼結 炉No.2-1 仕様	引用する図面を修正する ものであり、影響はない。	15
16	第5次	成型施 設	2064	連続焼結炉No.2-1	連続焼結炉No.2-1 可 燃性ガス配管及び窒 素ガス配管架台(屋 内)のはり員数につい て	検査上 の不備	表ハ-2P設-13-1(別表3)に示す 架台(屋内)のはりの員数に誤りがあつた ため、当該表の記載を変更する。	142	表ハ-2P設-13-1(別表3) 連続焼結炉No.2-1 自動窒素ガス切 替機構、可燃性ガス配管及び窒素ガ ス配管架台(屋内) 新設の項目	仕様表の記載を修正する ものであり、評価に変更は ないため、影響はない。	16

No.	申請 回数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁 番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
17	第5次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟 火災区域境界壁における貫通部の記載について	検査上の不備	追第4次 表ハ-2-1及び表ト-W1 建-1の火災区域における電気・計装ケーブルの貫通部の防火処置について、施工する材料の記載に不足があるため、当該表の記載を変更する。その他、検査の方法についても同様に記載を変更する。	222 544 1177 1819 2873	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟仕様 第ハ-4表-2 建物・構築物に係る検査の方法（既設部分） 表ト-W1 建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法（3/3）（a. 第廃棄物貯蔵棟（既設部分）） 技術基準規則への適合状況の説明（火災による損傷の防止）	壁貫通部に対して施工する材料を明確化するものであり、影響はない。	17
18	第5次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 遮水板仕様について	検査上の不備	追第4次 表ハ-2-1の加工施設内における溢水による損傷の防止において、閉じ込め機能の維持として行う気体廃棄設備No.1の排風機モータ及び制御盤の防護の記載が不足しているため、当該表の記載を変更する。	224	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟仕様	仕様表の記載の適正化であり、影響はない。	18
19	第5次	成型施設	2045	粉末混合機No.2-1 粉末混合機	粉末混合機No.2-1 粉末混合機 架台の耐震補強の形状見直しについて	施工上の不備	図ハ-2 P設-3-2（2）に示す耐震補強箇所について、施工が不可能であることが判明したため補強の形状を見直し、その拡大図を図ハ-2 P設-3-2（4）に追加する。	358 360	図ハ-2 P設-3-2（2）粉末混合機No.2-1 粉末混合機 架台（1/4） 図ハ-2 P設-3-2（4）粉末混合機No.2-1 粉末混合機 架台（3/4）	図面の記載を修正するものであり評価に変更はないため、影響はない。	19
20	第5次	成型施設	2055	焙焼炉No.2-1 焙焼炉	焙焼炉 No.2-1 焙焼炉の囲い式フードの形状見直しについて	その他	焙焼炉 No.2-1 焙焼炉について、メンテナンス性を考慮して追加する装置と囲い式フードのクリアランスを確保するため、囲い式フードの形状を変更する。	393 394 395	図ハ-2 P設-9-2（1） 焙焼炉No.2-1 焙焼炉（1/2） 図ハ-2 P設-9-2（2） 焙焼炉No.2-1 焙焼炉（2/2） 図ハ-2 P設-9-2（3） 焙焼炉No.2-1 焙焼炉 囲い式フード詳細図	囲い式フードの局所的な形状の見直しのため、影響はない。	20
21	第5次	成型施設	—	—	成型施設に係る検査の方法への記載の追加について	検査上の不備	第ハ-2表に示す検査の方法に記載の不備があるため、当該表に記載を追加する。	538	第ハ-2表 設備・機器に係る検査の方法（2/2）	検査の方法の記載を適正化するものであり、影響はない。	21

No.	申請 回数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
22	第5次	その他 の加工 施設	8009 -5	火災感知設備 自 動火災報知設備 (感知器)	第1加工棟 発信機 の追加について	その他	公設消防の指導により、自動火災報知設備 に発信機を1台追加し、11台から12台に 変更する。	852 2082 2297 2336	追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様 追第3次 表リ-4-1 (1/2) 非 常用設備 図リ-他-15 第1加工棟 火災感 知設備 配置図 図リ-1-1 工事フロー	消防法に基づき発信機の 台数を増やすものであり、 影響はない。	22
23	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	6080 -2	気体廃棄設備No.2	気体廃棄設備 No.2 改造内容へのフレキ シブルダクトの追加 について	施工上 の不備	表ト-W1設-2-1の改造内容にフレ キシブルダクトの追加・変更の記載が不足 しているため、当該表に記載を追加する。 これに伴い、表ト-W1設-2-1 (別表 2) にフレキシブルダクトの改造の仕様の 記載を追加する。	1197 1211	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設 備No.2仕様 表ト-W1設-2-1 (別表2) 気 体廃棄設備No.2の改造の仕様	改造内容の記載を適正化 するものであり評価に変 更はないため、影響はな い。	23
24	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	6145	湿式除染機 湿式 除染部	湿式除染機(湿式除染 部、水洗除染タンク) の固定方法について	検査上 の不備	表ト-W1設-6-1及び表ト-W1設 -6-2の安全機能を有する設備の地盤 において、配管の仕様の記載が不足して いるため、当該表に記載を追加する。	1269	表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部仕様	仕様表の記載を適正化す るものであり評価に変 更はないため、影響はな い。	24
			6146	湿式除染機 水洗 除染タンク				1271	表ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク仕様		
25	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	1004	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟 電気・計装ケーブル貫 通部について	検査上 の不備	図ト-W1建-20(1)について、中2 階平面図・2通り/C-D 通り間の壁に電 気・計装ケーブルの貫通記号の不足がある ため、当該図に記載を追加する。	1568	図ト-W1建-20(1) 第1廃棄 物貯蔵棟 火災による損傷の防止(1 階・中2階)	実態に合わせた配置の記 載の修正であり、影響はな い。	25
26	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	1004	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎 断面について	検査上 の不備	図ト-W1建-28(1)の既設部材リス トにおいて、基礎レベル及び鉄筋径に誤り があるため、当該図中の記載を変更する。	1599	図ト-W1建-28(1) 第1廃棄 物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	26
27	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	1004	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ば りについて	検査上 の不備	図ト-W1建-28(3)の既設部材リス トにおいて、中2階 G3 ばり端部のあばら 筋のピッチに誤りがあるため、当該図中の 記載を変更する。	1601	図ト-W1建-28(3) 第1廃棄 物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	27
28	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	6080 -2	気体廃棄設備No.2 (系統1、系統2、 系統3、系統4、給 気系統)	気体廃棄設備 No.2 送排風機の起動停止 時インターロック信 号系統図におけるメ カニカルリレー位置 について	検査上 の不備	図ト-W1設-2-4(2)において、メ カニカルリレーの位置を示す表記に誤り があったため、当該図中の記載を変更す る。	1665	図ト-W1設-2-4(2) 気体廃 棄設備No.2(系統1、系統2、系統 3、系統4、給気系統) 送排風機の 起動停止時(インターロック信号系 統図) (2/2)	図面の記載を適正化する ものであり、影響はない。	28

No.	申請 回数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
29	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	1005	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎 断面について	検査上 の不備	図ト-W3建-20(1)の既設部材リス トにおいて、F4(a)基礎の上端筋の本数に 誤りがあるため、当該図中の記載を変更す る。	1778	図ト-W3建-20(1)第3廃棄 物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面 1	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	29
30	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	1005	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり 、小ばりについて	検査上 の不備	図ト-W3建-20(4)の既設部材リス トについて、2階及び3階のX1及びY1頭 付きスタッドボルトの本数及び3階小ばり B1の断面寸法に誤りがあるため、当該図中 の記載を変更する。	1781	図ト-W3建-20(4)第3廃棄 物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・ 小ばり	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	30
31	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	1005	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラ ブ・壁の符号について	検査上 の不備	図ト-W3建-20(5)の既設部材リス トにおいて、壁の符号が平面図及び軸組図 と整合していないため、当該図中の記載を 変更する。	1782	図ト-W3建-20(5)第3廃棄 物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・ 壁	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	31
32	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	6033	気体廃棄設備No.1 系統VI(局所排気 系統) 閉じ込め 弁	気体廃棄設備No.1系 統VI(局所排気系統) 閉じ込め弁の変更内 容について	検査上 の不備	第ト-6表において、気体廃棄設備No.1 系統VI(局所排気系統) 閉じ込め弁の変 更内容に誤りがあるため、当該表の記載を 変更する。	1826	第ト-6表 設備・機器に係る試験及 び検査の項目(2/9)	検査の方法の記載を適正 化するものであり、影響は ない。	32
33	第5次	放射性 廃棄物 の廃棄 施設	6076	気体廃棄設備No.2 系統1系統2系統 3系統4(給気系 統) 閉じ込めダ ンパー	気体廃棄設備No.2系 統1系統2系統3系 統4(給気系統) 閉 じ込めダンパーの変 更内容について	検査上 の不備	第ト-6表において、気体廃棄設備No.2 系統1系統2系統3系統4(給気系統) 閉じ込めダンパーの変更内容に誤りがあ るため、当該表の記載を変更する。	1831	第ト-6表 設備・機器に係る試験及 び検査の項目(7/9)	検査の方法の記載を適正 化するものであり、影響は ない。	33
34	第5次	その他 の加工 施設	8009 -2	火災報知設備 自 動火災報知設備 (感知器)	第1廃棄物貯蔵棟 感知器における変更 内容について	施工上 の問題	表リー-1(3)において、地下貯槽ピット に設置する自動火災報知設備の感知器の 変更内容に記載が不足しているため、当該 表に記載を追加する。	1933	表リー-1(3) その他の加工施設の 変更対象とする施設の加工事業変更 許可との対応及び既設工認との対応 並びに変更内容(建物、設備・機器 の付帯設備等)	変更内容の記載の適正化 であり、影響はない。	34
35	第5次	その他 の加工 施設	8012 -2	消火設備 屋内消 火栓、消火設備 屋 外消火栓	消火設備 屋外消火 栓の配管材質につい て	検査上 の不備	表リー-他-2(別表1)の配管の材料にお いて、屋外消火栓の既設部分の記載が不足 しているため、当該表に記載を追加する。	2051	表リー-他-2(別表1) 消火設備 屋 内消火栓、消火設備 屋外消火栓 材 料一覧	当該表中の材質の修正で あり評価に変更はないた め、影響はない。	35
36	第5次	その他 の加工 施設	8012 -5	消火設備 屋外消 火栓配管	屋外消火栓工事範囲 について	検査上 の不備	図リー-他-5(7)の屋外消火栓配管の配 管図において、既設配管の一部を誤って改 造区間に含めてしまったため、当該図中の 記載を変更する。	2228	図リー-他-5(7) 消火栓配管 屋 外 配管図	図面の記載を適正化する ものであり、影響はない。	36

No.	申請 回数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
37	第5次	—	—	—	付属書類13ドラム 缶転倒評価の水平地 震力について	その他	付属書類13において、放射性廃棄物ドラ ム缶の転倒評価における水平地震力の記 載に誤りがあるため、当該記載を変更す る。	3740	付属書類13 その他許可で求める 仕様（放射性廃棄物ドラム缶）の転 倒防止策に関する基本方針書 1.設 計方針	記載の修正であり評価に 変更はないため、影響はな い。	37
38	第4次	成型施 設	1002	第2加工棟	第2加工棟中2階 火災区域・火災区画境 界壁の記載について	その他	図ハ-2P建-1-8(2)等において、 火災区域・火災区画境界の表示に誤りがある ため、当該図中の記載を変更する。 これに伴い、関連する表の記載も変更す る。	166	図ハ-2-1-1-38 第2加工 棟 工事概要図(中2階)火災による 損傷の防止	図表の記載の修正であり 評価に変更はないため、影 響はない。	38
	282							図ハ-2-1-4-2 第2加工棟 建具配置図 中2階			
	第5次							999	添2表1-3-1 第2加工棟の各 部位が有する安全機能(21/44)		
								1003	添2表1-3-1 第2加工棟の各 部位が有する安全機能(25/44)		
								501	図ハ-2P建-1-8(2) 第2 加工棟 工事概要図(中2階)火災 による損傷の防止		
								511	図ハ-2P建-1-11(2) 第 2加工棟 建具配置図 中2階		
								2763	添2表1-3-5 第2加工棟の各 部位が有する安全機能(3/5)		
39	第3次	核燃料 物質の 貯蔵施 設	1001	第1加工棟	第1加工棟 屋根伏 図について	検査上 の不備	図ヘ-2-1-8の屋根伏図において、はり 及びブレースの記載漏れがあるため、当 該図中の記載を変更する。	82	図ヘ-2-1-8 第1加工棟 屋根 伏図(上弦レベル)	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	39
40	第3次	核燃料 物質の 貯蔵施 設	1001	第1加工棟	第1加工棟 既設部 材リスト 地中ばり について	検査上 の不備	図ヘ-2-1-19の既設部材リストに おいて、スタラップの配筋ピッチに誤りが あるため、当該図中の記載を変更する。	92	図ヘ-2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	40
41	第3次	核燃料 物質の 貯蔵施 設	1001	第1加工棟	第1加工棟 既設部 材リスト はりに ついて	検査上 の不備	図ヘ-2-1-20の既設部材リストに おいて、部材の寸法に誤りがあるため、当 該図中の記載を変更する。	93	図ヘ-2-1-20 第1加工棟 既 設部材リスト2	図面の記載を修正するも のであり、評価は変更後の 仕様で行っているため、影 響はない。	41

No.	申請 次数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
42	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 コンクリート壁の壁厚及び壁の範囲について	検査上の不備	第2加工棟の鉄筋コンクリート壁において、壁厚及び壁の範囲に誤りがあるため、該当する図中の記載を変更する。	63 72 79 82 83 101 110 111 112 113 157 309 313	別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(8/33) 別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(17/33) 別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(24/33) 別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(27/33) 別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(28/33) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁 図ハ-II-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(中2階) 図ハ-II-3 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(2階) 図ハ-II-4 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(3階) 図ハ-II-5 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(4階) 図ハ-2-1-1-2-9 第2加工棟 工事概要図(1階)遮蔽 図ハ-2-1-5-1(2) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等(平面図 1階) 図ハ-2-1-5-1(6) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等(平面図 4階)	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	42

No.	申請 回数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
42 (続 き)	第4次	成型施 設	1002	第2加工棟	第2加工棟 コンク リート壁の壁厚及び 壁の範囲について (続き)	検査上 の不備	(前ページを参照)	314	図ハ-2-1-5-1(7) 第2加 工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び 天井等(断面図 A 通り、A1 通り)	(前ページを参照)	42
	315							図ハ-2-1-5-1(8) 第2加 工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び 天井等(断面図 B 通り、B0 通り)			
	第5次							321	図ハ-2-1-5-1(14) 第2 加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及 び天井等(断面図 3 通り、5 通り、 6 通り、6A 通り)		
								990	添2表1-3-1 第2加工棟の各 部位が有する安全機能(12/44)		
								1001	添2表1-3-1 第2加工棟の各 部位が有する安全機能(23/44)		
								1010	添2表1-3-1 第2加工棟の各 部位が有する安全機能(32/44)		
								1014	添2表1-3-1 第2加工棟の各 部位が有する安全機能(36/44)		
								1015	添2表1-3-1 第2加工棟の各 部位が有する安全機能(37/44)		
								240	追第4次 別表ハ-2-1-11 第 2加工棟の各部位の仕様(8/33)		
								249	追第4次 別表ハ-2-1-11 第2 加工棟の各部位の仕様(17/33)		
								256	追第4次 別表ハ-2-1-11 第2 加工棟の各部位の仕様(24/33)		
								259	追第4次 別表ハ-2-1-11 第2 加工棟の各部位の仕様(27/33)		
								260	追第4次 別表ハ-2-1-11 第2 加工棟の各部位の仕様(28/33)		
								494	図ハ-2 P 建-1-2 第2加工棟 の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図(中2階) (p494)		

No.	申請 回数	施設 区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	件名	分類	変更内容	頁 番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
43	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 ダクトスペース底版のスラブ符号について	検査上の不備	図ハ-2-1-2-3において、北側ダクトスペースのスラブの符号に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	194	図ハ-2-1-2-3 第2加工棟中2階はり伏図兼構造区分図	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	43
44	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 R階伏図兼構造区分図 大ばりの符号について	検査上の不備	図ハ-2-1-2-7において、D通り/3-4通り間の大ばりの符号に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	198	図ハ-2-1-2-7 第2加工棟R階伏図兼構造区分図	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	44
45	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 B通り軸組図 小ばりの符号について	検査上の不備	図ハ-2-1-2-8の軸組図 A通り、B通りにおいて、中2階の8-9通り間の小ばりの符号に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	199	図ハ-2-1-2-8 第2加工棟軸組図 A通り、B通り	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	45
46	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	第2加工棟 既設部材リストスラブについて	検査上の不備	図ハ-2-1-2-26の既設部材リストにおいて、スラブ1のS8の配筋の長辺方向-中央の鉄筋径に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	217	図ハ-2-1-2-26 第2加工棟 既設部材リストスラブ1	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	46
47	第4次	被覆施設	3025	ペレット検査装置No.5	ペレット検査装置No.5の据付に関する仕様及び図面について	検査上の不備	表ニ-13-1において、ペレット検査装置No.5据付部位に関する仕様の記載が不足していたため、当該表に記載を追加する。 これに伴い、図ニ-13-1の記載も変更する。	449	表ニ-13-1 ペレット検査装置No.5仕様 表ニ-13-1(別表1) ペレット検査装置No.5材料一覧 図ニ-13-1 ペレット検査装置No.5	図表の記載の修正であり評価に変更はないため、影響はない。	47
	451										
	第5次							521			
								639	追第4次 表ニ-13-1 ペレット検査装置No.5仕様		
48	第5次	放射性廃棄物の廃棄施設	1004	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばりについて	検査上の不備	図ト-W1建-28(4)の既設部材リストにおいて、小ばりのうち、B1ばり、B4ばり及びB5ばりの位置に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	1602	図ト-W1建-28(4) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばり	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	48
49	第5次	その他の加工施設	1007	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱について	検査上の不備	図リー建-1-18(2)の既設部材リストにおいて柱の帯筋のピッチに誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	2132	図リー建-1-18(2) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図	図面の記載を修正するものであり、評価は変更後の仕様で行っているため、影響はない。	49
50	第5次	その他の加工施設	1009	遮蔽壁 遮蔽壁No.2	遮蔽壁 No.2、遮蔽壁No.3 検査の方法の記載不備について	検査上の不備	第リー4表に記載の不備があるため、当該表の記載の修正を行う。	2345	第リー4表 建物・構築物に係る検査の方法	検査の方法の記載を適正化するものであり、影響はない。	50
			1010	遮蔽壁 遮蔽壁No.3							

第 1 加工棟 火災区域境界壁における貫通部の記載について

1. 内容

表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様の火災による損傷の防止において、火災区画の貫通部の処置に用いる材料に記載不足があるため、当該表に記載の追加を行う。また、第へー 3 表の検査の方法の判定基準にも同様に記載を追加する。

「表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様」(第 3 次) 及び
「追第 3 次 表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様」(第 5 次) の変更箇所

技術基準に基づく仕様	火災による損傷の防止	[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令第百十二条第 20 項に基づき、 <u>モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。</u> 第 1 加工棟における貫通部を図へー 2 - 1 - 5 2 に示す。
------------	------------	---

— : 追加箇所

「第へー 3 表 建物・構築物に係る検査の方法 (a. 第 1 加工棟: 検査 1 1)」の変更箇所

検査の項目		検査の方法		判定基準
壁	防火区画貫通部 (既設部分)	外観	貫通部の外観を目視又は関係書類により確認する。	貫通部に隙間がなく、 <u>モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。</u>
床	防火区画貫通部 (既設部分、中 2 階屋根裏)	外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、 <u>モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。</u>

— : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

建築基準法施行令第 112 条第 20 項に基づき、火災区画の壁をケーブル等が貫通する場合は、当該ケーブル等と火災区画の壁との隙間を不燃材料で埋めるか、不燃材料で埋めた場合と同等の性能が認められた国土交通大臣認定品を使用するが、設工認段階では現状の記載で双方の工法が読めると誤認していた。

(2) 工事段階

既設の壁であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、申請書の第1加工棟の仕様表、検査の方法、技術基準規則への適合状況の説明（火災による損傷の防止）に記載を追加する。

また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、火災区画間の貫通部の防火処置に対して施工する材料の追加であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	—（第1加工棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	壁の貫通部に対して施工する材料の追加であり、耐震評価には影響しないため、本変更による第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	壁の貫通部に対して施工する材料の追加であり、竜巻荷重に対する評価には影響しないため、本変更による第1加工棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	—（第1加工棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。）
第九条	不法侵入	貫通部を含む壁の一部は不法侵入防止の安全機能を有するが、本変更は、貫通部に対して施工する材料の追加であるため、第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	第1加工棟には第1種管理区域を設定していない。また、貫通部を含む壁の一部は管理区域境界の壁であるが、本変更は、貫通部に対して施工する材料の追加であるため、第1加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	本変更は、貫通部を処置する材料として建築基準法上で規定されている不燃材料を追加する変更であるため、第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	—（第1加工棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	貫通部に対して施工する材料の追加であり、遮蔽評価には影響しないため、遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第3次及び第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

（第3次）

- ・表へー2-1 第1加工棟 仕様 (p27)
- ・第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/3) (a. 第1加工棟: 検査11) (p149)
- ・第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1加工棟: 検査11) (p150)
- ・技術基準規則への適合状況の説明（火災による損傷の防止）(p504)

（第5次）

- ・追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様 (p854)

第1加工棟 スラブ配筋について

1. 内容

図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2の鉄筋コンクリート造床部材一覧において、長辺方向配筋の鉄筋径、ピッチの記載に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。

- ・中2階天井スラブ-上 長辺方向-端部を [] から [] に変更。
- ・中2階天井スラブ-下 長辺方向-端部を [] から [] に変更。
- ・中2階床スラブ①-上 長辺方向-端部を [] から [] に変更。
- ・中2階床スラブ①-下 長辺方向-端部を [] から [] に変更。

<鉄筋コンクリート造 床部材一覧>



_____ : 修正箇所

「図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

既設床スラブの配筋の仕様については、第1加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、長辺方向配筋の配筋の鉄筋径、ピッチの仕様を記載する際に、誤って短辺方向配筋の仕様を参照してしまい、誤った記載をしてしまった。

(2) 工事段階

既設の床であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該配筋の鉄筋径、ピッチを修正する。また、同届出後に検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、鉄筋コンクリート造床部材一覧の誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	一（第1加工棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の配筋で耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないことから本変更による第1加工棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	一（第1加工棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。）
第九条	不法侵入	当該部位は、外部に面しておらず、不法侵入の防止に関する安全機能を有していないため、本変更による第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	第1加工棟には第1種管理区域を設定していない。また、当該部位は、管理区域の境界に該当しないため、本変更による第1加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位のうち、中2階天井スラブは第1加工棟の火災区域（火災区画）境界に該当するが、本変更は配筋の誤記の修正であり、火災影響評価に影響を及ぼさないため、第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	一（第1加工棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	当該部位は、第1加工棟の遮蔽評価に考慮する天井スラブであるが、鉄筋の有無は考慮しておらず、評価に見込んでいる床の厚さは変わらないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第3次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2（p93）

第 2 加工棟 基礎伏図兼構造区分図 張り出し基礎スラブの符号について

1. 内容

図ハ-2-1-2-1 第 2 加工棟 基礎伏図兼構造区分図において、北側屋外階段部の張り出し基礎スラブの符号を「CFS2」と記載すべきところを誤って、「CFS1」と記載しているため、当該図の記載を変更する。



「図ハ-2-1-2-1 第 2 加工棟 基礎伏図兼構造区分図」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第 2 加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面から CAD 図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の基礎であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、基礎スラブの符号を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、基礎スラブの符号の誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。



技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁に該当しないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の基礎スラブで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないことから本変更による第2加工棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	
第九条	不法侵入	当該部位は、地中にある基礎スラブであり、不法侵入の防止に関する安全機能を有さないことから、本変更による第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、地中にある基礎スラブであり、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、管理区域の境界に該当しないことから、本変更による第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、地中にある基礎スラブであり、火災区域（火災区画）境界に該当しないため、本変更による第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、地中にある基礎スラブであり、溢水による損傷防止の安全機能を有していないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないことから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

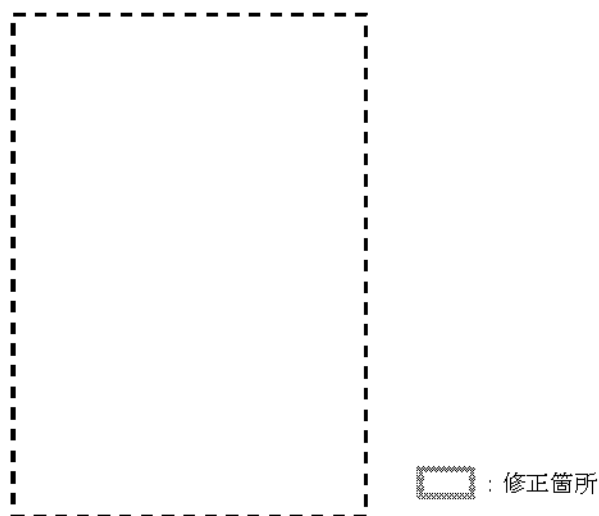
5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ハ-2-1-2-1 第2加工棟 基礎伏図兼構造区分図 (p192)

第2加工棟 既設部材リスト 柱について

1. 内容

図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2の1階 C9 柱の柱頭側において、鉄骨のウェブ板厚を「」と記載すべきところを、誤って「」と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面から CAD 図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の柱であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、柱の鉄骨のウェブ板厚の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、柱の誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁ではないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の柱で耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、本変更は記載の誤記の修正であり、修正後の柱で竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないことから、本変更による第2加工棟の積雪、火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該部位は、外部に面している柱であるが、本変更は不法侵入の防止に関する安全機能に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1種管理区域の境界に該当しないことから、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、第2種管理区域と周辺監視区域（屋外）の境界であるが、本変更は第2種管理区域と周辺監視区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第2加工棟の火災区域（火災区画）境界であるが、本変更は火災影響評価に影響を及ぼすものではないため、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水による損傷防止の安全機能を有していないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2 (p210)

第2加工棟 既設部材リスト 大ばりについて

1. 内容

図ハ-2-1-2-2 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3の3階Y2ばり、3階・R階Y3ばり、3階・4階Y4ばりにおいて、鉄骨のフランジ幅、フランジ厚さ及び配筋の記載に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。

- ・ 3階Y2ばりの端部の下端筋を [] から [] に変更。
- ・ 3階Y3ばりの鉄骨フランジ厚さを [] から [] に変更。
- ・ R階Y3ばりの鉄骨フランジ幅を [] から [] に変更。
- ・ 3階、4階Y4ばりの鉄骨フランジ厚さを [] から [] に変更。



「図ハ-2-1-2-2 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のほりであり、本設工認による工事は無い。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、ほりの鉄骨のフランジ幅、**フランジ厚さ及び配筋の記載**を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、大ばりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁ではないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根の大ばりであるが、変更後の大ばりで評価を実施しているため、本変更による第2加工棟の積雪、火山活動(降下火砕物)による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該部位は、外部に面している大ばりであるが、本変更は不法侵入の防止に関する安全機能に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1種管理区域の境界に該当しないことから、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、第2種管理区域と周辺監視区域(屋外)の境界であるが、本変更は第2種管理区域と周辺監視区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第2加工棟の火災区域(火災区画)境界であるが、本変更は火災影響評価に影響を及ぼすものではないため、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水による損傷防止の安全機能を有していないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ハ-2-1-2-2 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3 (p213)


第2加工棟 既設部材リスト 大ばりについて

1. 内容

図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4の3階 Y9 ばり及び2階 Y8 ばりにおいて、鉄骨のウェブ板厚、フランジ厚さ及び配筋の記載に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。

- ・Y8 ばりの鉄骨フランジ厚さを [] から [] に変更。
- ・Y9 ばりの鉄骨ウェブ板厚を [] から [] に変更。
- ・Y9 ばりの鉄骨フランジ厚さを [] から [] に変更。
- ・Y9 ばりの端部の上端筋を [] から []、下端筋を [] から [] に変更。



 : 修正箇所

「図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面から CAD 図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のはりであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、鉄骨のフランジ厚さ及び配筋の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、大ばりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁ではないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないことから、本変更による第2加工棟の積雪、火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該部位は、外部に面している大ばりであるが、本変更は不法侵入の防止に関する安全機能に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1種管理区域の境界に該当しないことから、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、第2種管理区域と周辺監視区域（屋外）の境界であるが、本変更は第2種管理区域と周辺監視区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第2加工棟の火災区域（火災区画）境界であるが、本変更は火災影響評価に影響を及ぼすものではないため、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水による損傷防止の安全機能を有していないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

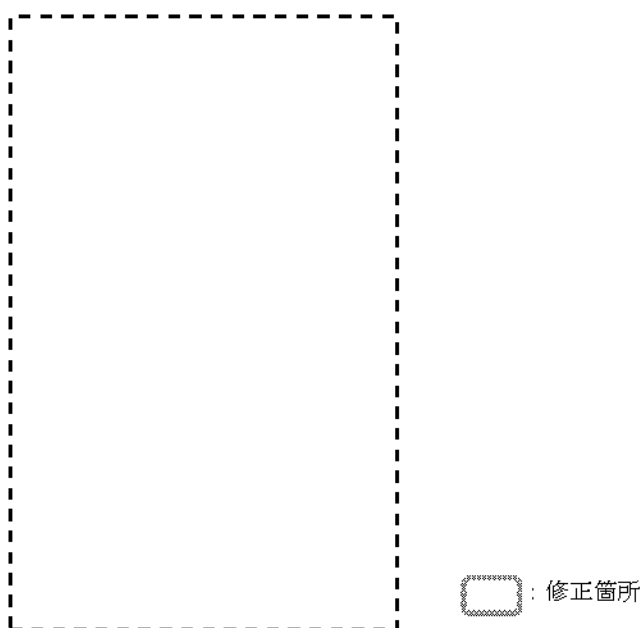
5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4 (p214)

第2加工棟 既設部材リスト 小ばりについて

1. 内容

図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2のSB2の頭付きスタッドの本数を「」と記載すべきところを、誤って「」と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のはりであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、スタッドの本数を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、小ばりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁ではないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材に該当しないため、本変更による第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材に該当しないため、本変更による第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根の小ばりであるが、変更後の小ばりで評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の積雪、火山活動(降下火砕物)による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該部位は、不法侵入の防止に関する安全機能有していないため、第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1種管理区域の境界に該当しない。また、第2種管理区域と周辺監視区域(屋外)の境界であるが、本変更は第2種管理区域と周辺監視区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第2加工棟の火災区域(火災区画)境界であるが、本変更は火災影響評価に影響を及ぼすものではないため、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水による損傷防止の安全機能を有していないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書(第4次申請)における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2 (p216)


第2加工棟 既設部材リスト壁について

1. 内容

図ハ-2-1-2-28 第2加工棟 既設部材リスト壁の[]及び[]において、配筋ピッチを[]と記載すべきところを、誤って[]と記載しているため、当該図中の記載を変更する。

また、符号[]は軸組図、平面図と記載を整合させるため、[]に記載を変更する。



: 修正箇所

「図ハ-2-1-2-28 第2加工棟 既設部材リスト壁」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面から CAD 図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の壁であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、配筋ピッチ及び壁の符号を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、壁の誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁ではないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、耐震壁に該当するが、変更後の配筋ピッチで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻荷重を受ける外壁に該当するが、変更後の配筋ピッチで竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないため、本変更による第2加工棟の積雪、火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該部位は、第2加工棟の不法侵入の防止の安全機能を有する壁であるが、外壁が鉄筋コンクリート造であることに変わりないため、本変更による第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1種管理区域と周辺監視区域（屋外）の境界であるが、鉄筋コンクリート造であることは変わらず、室内を負圧状態に維持する機能に影響を及ぼすことはないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第2加工棟の火災区域（火災区画）境界に該当するが、2時間耐火の性能を有することに変わりはないため、本変更による火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水防護区画境界であるが、鉄筋コンクリート造であることは変わらず、水の流出入を防止する機能に影響はないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、第2加工棟の遮蔽評価に考慮する壁の一部であるが、鉄筋の有無は考慮しておらず、評価に見込んでいる壁の厚さは変わらないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ハ-2-1-2-28 第2加工棟 既設部材リスト壁 (p219)

第2加工棟 地下貯槽ピットに関する記載の適正化について

1. 内容

図ハ-2-1-3-49において、地下貯槽ピット貫通孔等の表示の誤り及び凡例の不足があるため、当該図の記載を変更する。



「図ハ-2-1-3-49 第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図の確認が不十分であり、誤った記載のまま設工認を申請した。

(2) 工事段階

既設の地下貯槽ピットであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤り及び不足に気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の記載の修正及び追加を行う。

また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、設計に見込んでいる安全機能を確認するために必要な図面の修正及び記載の追加であり、本変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ハ-2-1-3-49 第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図 (p277)

第 2 加工棟 地下貯槽ピットに関する検査の方法の適正化について

1. 内容

第ハ-3表において、地下貯槽ピットの検査の方法に階段開口部に関する内容が含まれているが、検査対象を明確にするため当該表の記載の適正化を行う。

「第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（a. 第2加工棟：検査（既設部分）」の変更前

検査の項目		検査の方法		判定基準
地下貯槽ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃材料（鉄筋コンクリート、鉄板）であること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ハ-2-1-3-49のとおりであること。
		寸法	配管溝貫通孔、地下貯槽ピット蓋開口部、地下貯槽ピット貫通孔、 階段開口部の 流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	配管溝貫通孔が $\geq 1 \text{ m}^2$ 以上、地下貯槽ピット蓋開口部が $\geq 1 \text{ m}^2$ 以上、 地下貯槽ピット貫通孔が$\geq 1 \text{ m}^2$以上、 階段開口部が $\geq 1 \text{ m}^2$ 以上の流路断面積であること。



「第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（a. 第2加工棟：検査（既設部分）」の変更後

検査の項目		検査の方法		判定基準
地下貯槽ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃材料（鉄筋コンクリート、鉄板）であること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ハ-2-1-3-49のとおりであること。
		寸法	配管溝貫通孔、地下貯槽ピット蓋開口部、地下貯槽ピット貫通孔の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	配管溝貫通孔が $\geq 1 \text{ m}^2$ 以上、地下貯槽ピット蓋開口部が $\geq 1 \text{ m}^2$ 以上、地下貯槽ピット貫通孔が $\geq 1 \text{ m}^2$ 以上の流路断面積であること。
床開口部	寸法	階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	図ハ-2-1-1-48のとおり階段開口部が $\geq 1 \text{ m}^2$ 以上の流路断面積であること。	

_____ : 追加箇所 [] : 削除箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

階段開口部は、地下貯槽ピットの配管溝貫通孔、地下貯槽ピット蓋開口部、地下貯槽ピット貫通孔と同様に流路断面積の確認が検査内容であるため、検査の項目を分けて記載してしまった。

(2) 工事段階

既設の地下貯槽ピットであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該表の記載を変更する。

また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、検査の方法の記載を適正化したものであり、本変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・第ハ－3表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4／4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））（p368）

モニタリングポストの変更内容（既存の機器の撤去）の適正化について

1. 内容

モニタリングポストに対する変更内容は、加工事業変更許可に基づき伝送系の多様化を確保するための「改造」としており、第4次設工認において変更内容の具体的な記載として多様な伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既存の機器を撤去する旨を記載していた。

既存の機器は、原災法に基づく放射線測定設備であり過去に設工認を得たものではないこと、これらの機器の撤去工事は新たに設置するモニタリングポストの技術基準への適合に影響を及ぼすものではないことから、既存の機器の撤去工事は設工認の対象外と考えている。このことを明確化するため、第4次設工認におけるモニタリングポストの変更内容、工事に係る記載のうち既存の機器の撤去工事に係る記載を以下のとおり削除し、適正化する。

表チー 1 - 2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
屋外	モニタリングポスト No. 1 —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去</u> する。
屋外	モニタリングポスト No. 2 —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去</u> する。
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去</u> する。

..... : 削除箇所

表チ-2-1 モニタリングポスト No.1 仕様

設備・機器名称 機器名	{7026} モニタリングポスト No.1 —
変更内容	改造（伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去する。</u> ）

..... : 削除箇所

表チ-3-1 モニタリングポスト No.2 仕様

設備・機器名称 機器名	{7027} モニタリングポスト No.2 —
変更内容	改造（伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去する。</u> ）

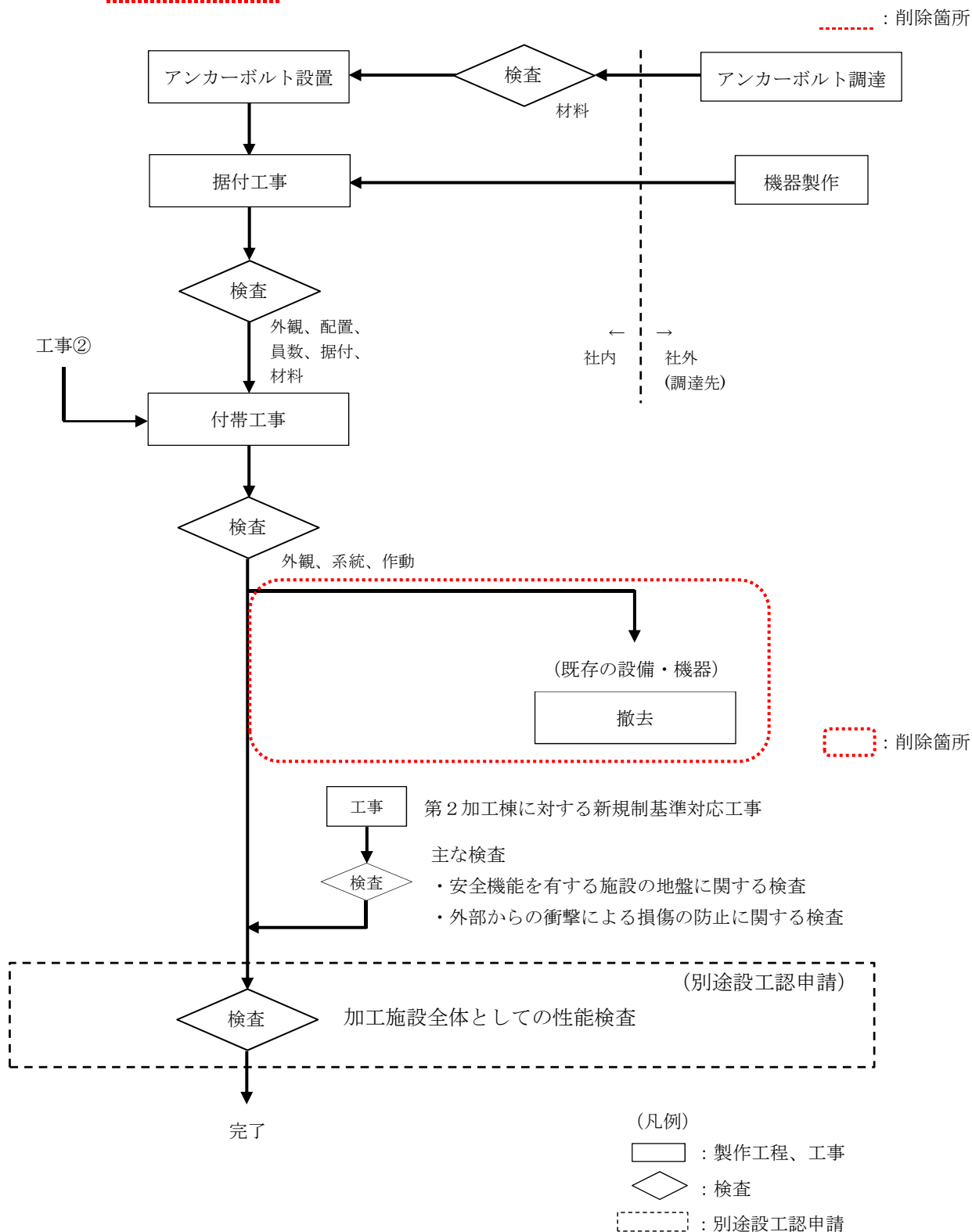
..... : 削除箇所

表チ-4-1 放射線監視盤（モニタリングポスト） 仕様

設備・機器名称 機器名	{7027-2} 放射線監視盤（モニタリングポスト） —
変更内容	改造（伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、 <u>既設の機器を撤去する。</u> ）

..... : 削除箇所

③放射線監視盤（モニタリングポスト）設置工事（第2加工棟）、④既存の設備・機器の撤去工事（屋外）



図チー a - 3 工事フロー

(注) 放射線監視盤（モニタリングポスト）は、図リー-2-1-7に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

既存の機器の撤去を行う時期について、少なくとも新たに機器を設置する工事が完了した時点以降である旨を示すため、具体的な改造内容に「既存の機器の撤去」を含めたが、この既存の機器の撤去の工事の計画は設工認対象外であることが不明瞭な表現となっていた。

(2) 工事段階

上記1. に示す考えにより、問題ないと考えていた。

(3) 検査段階

上記1. に示す考えにより、問題ないと考えていた。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により既存の機器の撤去工事に係る記載を削除する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

設工認対象外の工事の計画に係る記載を削除し変更内容に係る記載の適正化を図るものであり、モニタリングポストの技術基準適合性への影響はない。

なお、新たに設置する機器は、検出部を設置する基礎、非常用電源設備からの電源系統、検出部－監視盤間の信号通信系統を新たに施工し、既存の機器とは独立したものとするため、既存の機器の撤去の状況は新たに設置する機器の技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第3次及び第5次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

(第3次)

- ・表チー1-2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容 (p646)
- ・表チー2-1 モニタリングポスト No.1 仕様 (p647)
- ・表チー3-1 モニタリングポスト No.2 仕様 (p651)
- ・表チー4-1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様 (p655)
- ・図チーa-3 工事フロー (p672)

(第5次)

- ・追第4次 表チー2-1 モニタリングポスト No.1 仕様 (p1880)
- ・追第4次 表チー3-1 モニタリングポスト No.2 仕様 (p1883)
- ・追第4次 表チー4-1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様 (p1887)

第2加工棟 感知器の追加、型式変更について

1. 内容

第2加工棟の自動火災報知設備の感知器について、3階第2分析室の一部を間仕切り壁（天井含む）にて区画することに伴い、消防法上で感知器の設置が必要となったため、感知器を3台追加する。また、4階に再据付が施工上不可となる感知器が1台あるため、当該感知器は使用を取り止め、設工認対象外設備とするとともに、消防法に基づきその周囲の感知器4台の型式変更（熱感知器を煙感知器）を行う。

このため、表ハ-2-1、表リ-2-1（1/2）の熱感知器（スポット型）を280台から278台、煙感知器（スポット型）を90台から94台に員数を変更する。また、図リ-2-1-3-4、図リ-2-1-3-5の記載を変更する。

「表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」（第4次）及び
「追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」（第5次）の変更箇所

技術基準に基づく仕様	火災による損傷の防止	<p>[11.1-F2]⁽¹⁴⁾</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。</p> <p>火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数（{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器（スポット型）：<u>278</u> 台 ・煙感知器（スポット型）：<u>94</u> 台 ・発信機：11 台
------------	------------	---

_____：修正箇所

「表リ-2-1（1/2） 建物の付帯設備」（第4次）及び

「追第4次 表リ-2-1（1/2） 建物の付帯設備」（第5次）の変更箇所

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 （仕様表番号）
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造（一部取替え・型式変更、追加、移設、変更なし、残り再据付け）	1式 熱感知器（スポット型）： <u>278</u> 台 煙感知器（スポット型）： <u>94</u> 台 発信機：11 台	器具本体、 配線	図リ-2-1-3-1～ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 （表ハ-2-1）

_____：修正箇所



「図リ-2-1-3-4 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (3階)」の変更箇所



「図リ-2-1-3-5 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (4階)」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

3階の感知器については、間仕切り壁（天井含む）にて区画することにより、感知器が必要となることを認識できていなかった。また、4階の感知器については、これまで定期点検を実施していた感知器であることから再据付可能と考えていたため、申請時の感知器の仕様で問題ないと考えていた。

(2) 工事段階

3階の感知器は、設置する計画でなかったことから工事は実施していない。また、4階の感知器、工事前の施工確認により上記の不備に気付いたため、工事は実施していない。

(3) 検査段階

上記のとおり工事段階で気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の仕様表、配置図を修正する。

また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、消防法に基づき感知器の追加及び型式変更を行うものであり、本変更による第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次及び第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

(第4次)

- ・表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (p28)
- ・表リ-2-1 (1/2) 建物の付帯設備 (p684)
- ・図リ-2-1-3-4 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (3階) (p703)
- ・図リ-2-1-3-5 第2加工棟 火災感知設備 配置図 (4階) (p704)

(第5次)

- ・追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (p218)
- ・追第4次 表リ-2-1 (1/2) 建物の付帯設備 (p2084)

第2加工棟 消火器の移設について

1. 内容

公設消防の指導により、第2加工棟第2洗濯室（中2階）の消火器を1本移設するため、図リ-2-1-4-2の配置図を変更する。



「図リ-2-1-4-2 第2加工棟 消火設備 消火器 配置図（中2階）」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

消火器については、公設消防と相談した結果に基づき、設工認を申請した。

(2) 工事段階

消火器は一部移設、追加の改造であるが、当該箇所は、改造とする箇所ではないため工事は行っていない。

(3) 検査段階

検査前に公設消防から指導があったため、使用前事業者検査は実施していない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図における消火器の配置を変更する。

また、同届出後に検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、消防法に基づき消火器の配置を変更するものであり、本変更による第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図リ-2-1-4-2 第2加工棟 消火設備 消火器 配置図 (p706)

緊急設備 手動閉止弁の固定に関する配置図の引用先について

1. 内容

表ハ－２P設－１３－１ 連続焼結炉 No.2-1 仕様の技術基準に基づく仕様（地震による損傷の防止）において、付帯設備である{8039-3}緊急設備 手動閉止弁（アンモニア分解ガス）及び{8041-2}緊急設備 手動閉止弁（プロパンガス）の固定方法を示した設置図の図番の記載に誤りがあったため次のとおり変更する。

誤) 図リ－他－１６（３）

正) 図リ－他－７（３）、図リ－他－７（４）、図リ－他－７（５）

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該手動閉止弁は、第２回目補正時に緊急遮断弁（冷却水）とともに仕様表に記載が追加されたが、記載時に当該設備を緊急遮断弁（冷却水）と同じ水系の手動閉止弁と誤認識し、緊急遮断弁（冷却水）と同じ配置図を引用してしまった。

(2) 工事段階

添付図自体に誤りはなかったため、仕様表における引用の誤りがあることには気が付かなかった。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表中の引用図番を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

引用図番の誤りであり、固定方法の仕様（鋼製の配管で接続し、弁及び配管一体で支持構造物等により固定する。）に変更はなく、本記載変更に伴う地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第５次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ハ－２P設－１３－１ 連続焼結炉 No.2-1 仕様（p127）

連続焼結炉 No. 2-1 圧力逃がし機構の別表引用先について

1. 内容

表ハ－２P設－１３－１ 連続焼結炉 No. 2-1 仕様の技術基準に基づく仕様（安全機能を有する施設）において、設備の安全機構である{2064-7}圧力逃がし機構の仕様を示している別表の図番の記載に誤りがあったため次のとおり変更する。

誤) 別表 3

正) 別表 4

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

設工認申請書作成に当たり、誤った表を引用した。

(2) 工事段階

圧力逃がし機構は既設であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表中の引用図番を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

引用図番の誤りであり、仕様の変更はないため、本記載変更に伴う安全機能を有する施設に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第 5 次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ハ－２P設－１３－１ 連続焼結炉 No. 2-1 仕様（p133）

連続焼結炉 No. 2-1 可燃性ガス配管及び窒素ガス配管架台（屋内）のはり員数について

1. 内容

表ハ－2 P設－1 3－1（別表3）連続焼結炉 No. 2-1 自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管及び窒素ガス配管架台（屋内） 新設の項目において、架台（屋内）のはり材料の員数に誤りがあったため次のとおり変更する。

架台（屋内）	はり	
誤)		
正)		

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

申請書の作成時において、耐震計算モデル上のはりの員数（実際のはりは1本であっても、計算モデル上は柱等の接合部において節点として区切られ、はり要素としては複数本に分かれる）を誤って記載してしまった。

(2) 工事段階

鋼種と構造が示された添付図（図ハ－2 P設－1 3－1（1 2））をベースに工事を行っていたため、仕様表の員数が誤っていることに気づかなかった。

(3) 検査段階

使用前事業者検査時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表中のはり材料の員数を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

員数の誤りであり構造に変更はないため、本記載変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ハ－2 P設－1 3－1（別表3） 連続焼結炉 No. 2-1 自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管及び窒素ガス配管架台（屋内） 新設の項目（p142）

第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟 火災区域境界壁における貫通部の記載について

1. 内容

追第 4 次 表ハ-2-1、表ト-W1 建-1 の火災による損傷の防止において、火災区域の電気・計装ケーブルの貫通部処置に用いる材料は、「耐熱シール等の国土交通大臣の認定を受けたもの」としているが、記載が不足しているため、配管、ダクトの貫通部処置と同様に「モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール等の国土交通大臣の認定を受けたもの」と当該表の記載を変更する。第ハ-4 表-2、第ト-3 表の検査の方法の判定基準も同様に記載を変更する。

「追第 4 次 表ハ-2-1 第 2 加工棟 仕様」の変更前

技術基準に基づく仕様	火災による損傷の防止	[11.3-B3] ⁽¹⁶⁾ 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、 <u>建築基準法施行令第百十二条第 20 項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>
------------	------------	--



「追第 4 次 表ハ-2-1 第 2 加工棟 仕様」の変更後

技術基準に基づく仕様	火災による損傷の防止	[11.3-B3] ⁽¹⁶⁾ 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、 <u>建築基準法施行令第百十二条第 20 項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、電気・計装ケーブル、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>
------------	------------	---

— : 修正箇所

「表ト-W1 建-1 第 1 廃棄物貯蔵棟 仕様」の変更前

技術基準に基づく仕様	火災による損傷の防止	[11.3-B3] 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第 20 項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。
------------	------------	--



「表ト-W1 建-1 第 1 廃棄物貯蔵棟 仕様」の変更後

技術基準に基づく仕様	火災による損傷の防止	[11.3-B3] 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第 20 項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、 <u>電気・計装ケーブル、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>
------------	------------	---

— : 修正箇所

「第ハ－４表－２ 建物・構築物に係る検査の方法（既設部分）」の変更前

検査の項目		検査の方法		判定基準
火災区域 貫通部	電気・計装ケーブル (既設)	外観	電気・計装ケーブルの貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	電気・計装ケーブルの貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ－２ P 建－１－８のとおりであること。
	配管、ダクト (既設)	外観	配管、ダクトの貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	配管、ダクトの貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ－２ P 建－１－８のとおりであること。



「第ハ－４表－２ 建物・構築物に係る検査の方法（既設部分）」の変更後

検査の項目		検査の方法		判定基準
火災区域 貫通部	電気・計装ケーブル、 配管、ダクト (既設)	外観	電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ－２ P 建－１－８のとおりであること。

— : 修正箇所

⋯ : 削除箇所

「第ト－３表 建物・構築物に係る検査の方法（a. 第１廃棄物貯蔵棟（既設部分）」の変更前

検査の項目		検査の方法		判定基準
火災区域 境界、火災 区画境界 貫通部	電気・計装ケーブル	外観	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト－W 1 建－２０(１)、図ト－W 1 建－２０(２)のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト－W 1 建－２０(１)、図ト－W 1 建－２０(２)のとおりであること。



「第ト－３表 建物・構築物に係る検査の方法（a. 第１廃棄物貯蔵棟（既設部分）」の変更後

検査の項目		検査の方法		判定基準
火災区域 境界、火災 区画境界 貫通部	電気・計装ケーブル、 配管、ダクト	外観	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト－W 1 建－２０(１)、図ト－W 1 建－２０(２)のとおりであること。

— : 修正箇所

⋯ : 削除箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該表の確認が不十分であり、記載が不足したまま設工認を申請した。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の不足に気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟の仕様表、検査の方法及び技術基準規則への適合状況の説明（火災による損傷の防止）の記載を変更する。

また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、貫通部の電気・計装ケーブルに係わる記載を配管、ダクトと同様の記載に変更することであり、本変更による第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (p222)
- ・ 第ハ-4表-2 建物・構築物に係る検査の方法（既設部分） (p544)
- ・ 表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 (p1177)
- ・ 第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法（3/3）（a. 第1廃棄物貯蔵棟（既設部分）） (p1819)
- ・ 技術基準規則への適合状況の説明（火災による損傷の防止） (p2873)

第 2 加工棟 遮水板仕様について

1. 内容

追第 4 次 表ハ-2-1 第 2 加工棟 仕様の技術基準に基づく仕様（加工施設内における溢水による損傷の防止）に記載している遮水板の設置目的に係る説明において、「粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に {8065} 緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に {8058} 緊急設備 防水カバーを設置する。」としているが、溢水による粉末混合機等の臨界防止を目的とした説明記載のみであり、閉じ込め機能の維持として行う気体廃棄設備 No. 1 の排風機モータ及び制御盤の防護については記載されていないため、次のとおり記載を追加する。

「追第 4 次 表ハ-2-1 第 2 加工棟 仕様」の変更箇所

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p><u>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所及び閉じ込め機能の維持のため第 2 排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し被水し水の侵入のおそれがある箇所については、配管側に {8065} 緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に {8058} 緊急設備 防水カバーを設置する。</u></p> <p><u>○設備の員数（{8065} 緊急設備 遮水板）</u> <u>・ {8065} 遮水板：1 式</u> <u>（第 2-2 混合室、第 2 排風機室）</u></p> <p><u>○設備の仕様（{8065} 緊急設備 遮水板）</u> <u>・ 材料：-----（不燃性）</u></p> <p><u>{8065} 緊急設備 遮水板の配置を図リ-他-1 3（1）（第 5 次）、固定詳細図を図リ-他-1 3（3）（第 5 次）に示す。</u></p> <p><u>{8058} 緊急設備 防水カバーの仕様を表リ-他-1 に示す。</u></p>
------------	---------------------	---

-----：追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

申請書作成時に閉じ込め機能の観点での記載が漏れてしまった。

(2) 工事段階

添付図自体に誤りはなかったため、仕様表において説明が不十分であることには気が付かなかった。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の不足に気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表中の記載を追加する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

気体廃棄設備 No. 1 の排風機モータ及び制御盤の防護のため遮水板を設けることについては、付属書類 9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書において説明しており、また、これを踏まえて第 2 排風機室に遮水板を設置することは仕様表に記載しているため、本記載変更に伴う加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第 5 次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 追第 4 次 表ハ-2-1 第 2 加工棟 仕様 (p224)

粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 架台の耐震補強の形状見直しについて

1. 内容

図ハ-2 P設-3-2 (2) に示す⑦の耐震補強箇所のうち 1 箇所について補強の形状を見直す。見直す箇所の耐震補強の番号を⑧とし、その拡大図を図ハ-2 P設-3-2 (4) に追加する。(次頁参照)

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

申請当時、当該の耐震補強箇所の溶接は施工可能と判断していた。

(2) 工事段階

申請書のと通りの施工が困難であることが判明したため当該箇所の工事を停止した。

(3) 検査段階

当該箇所の工事は実施していないため、使用前事業者検査も実施していない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図中の耐震補強の形状を変更する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、核燃料物質を取り扱う部位の形状及び配置に変更はないため核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第五条	地盤	耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、安全機能を有する施設の地盤に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、耐震評価結果への影響はないことから、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	外部衝撃	耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、金属製容器及び閉じ込め弁による密閉構造に変更はないため閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、材料の変更はないことから、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、核燃料物質を取り扱う部位の形状及び配置に変更はないため加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十八条	警報設備	耐震補強に係る局所的な形状の見直しであり、警報設備等に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ハ－2 P設－3－2（2）粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 架台（1／4）（p358）
- ・ 図ハ－2 P設－3－2（4）粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 架台（3／4）（p360）



「図ハ-2 P設-3-2 (2) 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 架台 (1/4)」の変更箇所



「図ハ-2 P設-3-2 (4) 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 架台 (3/4)」の変更箇所

※緑枠の範囲が変更箇所

焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉の囲い式フードの形状見直しについて

1. 内容

焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉について、追加する計量搬送装置と囲い式フードのクリアランスが十分ではなく、メンテナンスを考慮して改善の必要性が分かったため、計量搬送装置を設置する位置の囲い式フードの形状を変更する（次頁以降参照）。

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該設備の囲い式フードは火災対策として不燃性又は難燃性材料に変更するとしていたが、その形状については元のままで十分メンテナンス性が確保できていると考えていた。

(2) 工事段階

囲い式フードの変更工事は未実施だが、当該設備の他の工事を実施中である。

(3) 検査段階

囲い式フードの変更は未実施であるため、使用前事業者検査は実施していない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図中の囲い式フードの形状を変更する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

囲い式フードの局所的な形状の見直しであり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	囲い式フードの局所的な形状の見直しであり、核燃料物質を取り扱う部位の形状及び配置に変更はないため核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第五条	地盤	囲い式フードの局所的な形状の見直しであり、安全機能を有する施設の地盤に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	囲い式フードの局所的な形状の見直しであり、耐震評価結果への影響はないことから、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	囲い式フードの局所的な形状の見直しであり、閉じ込めに係る仕様に変更はないため閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	囲い式フードの局所的な形状の見直しであり、材料の変更はないことから、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	囲い式フードの局所的な形状の見直しであり、核燃料物質を取り扱う部位の形状及び配置に変更はないため加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- 図ハ－2 P設－9－2（1） 焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉（1／2）（p393）
- 図ハ－2 P設－9－2（2） 焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉（2／2）（p394）
- 図ハ－2 P設－9－2（3） 焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉 囲い式フード詳細図（p395）



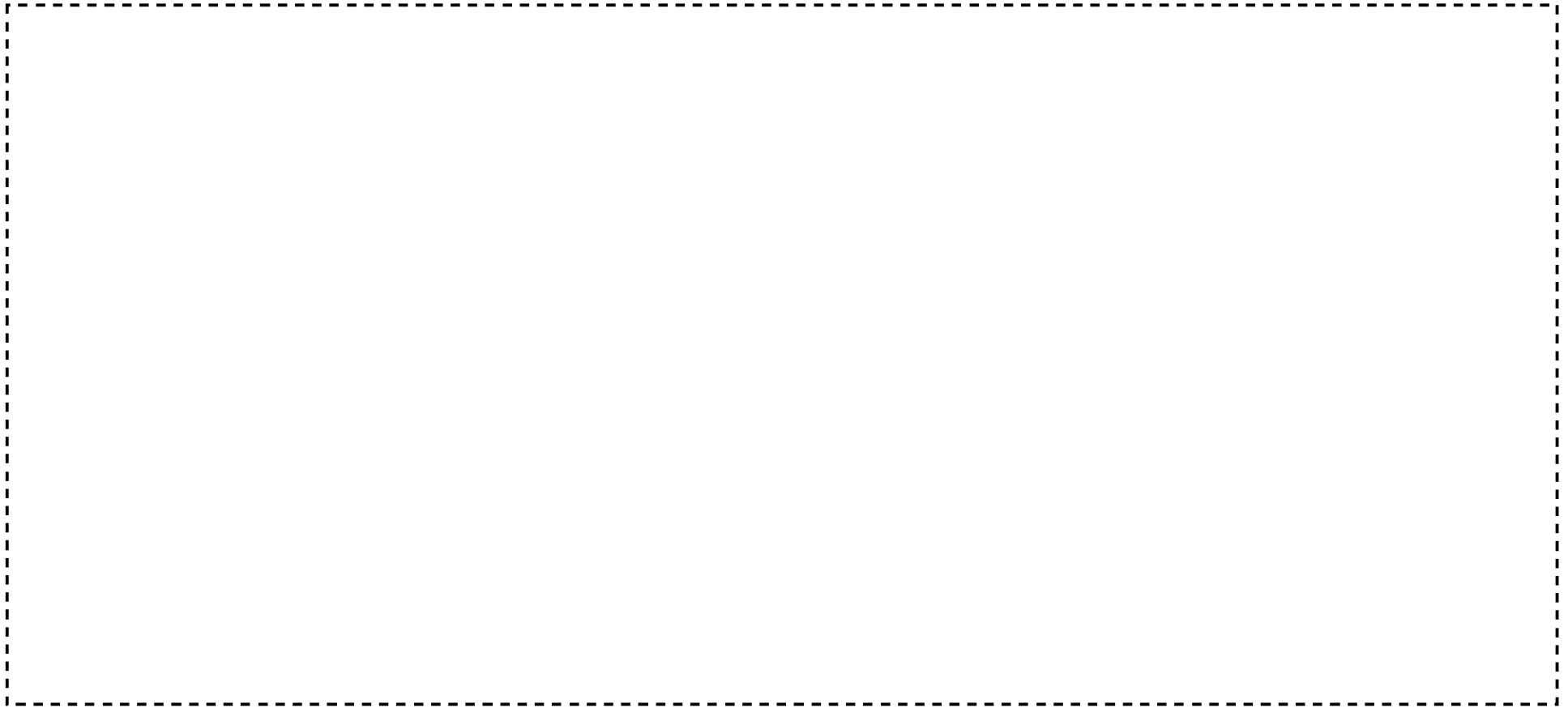
「図ハ-2 P設-9-2 (1) 焙焼炉 No.2-1 焙焼炉 (1 / 2)」の変更箇所

※緑枠の範囲が変更箇所



「図ハ-2P設-9-2(2) 焙焼炉 No.2-1 焙焼炉(2/2)」の変更箇所

※緑枠の範囲が変更箇所



「図ハ-2 P設-9-2 (3) 焙焼炉 No.2-1 焙焼炉 囲い式フード詳細図」の変更箇所

※緑枠の範囲が変更箇所

成型施設に係る検査の方法への記載の追加について

1. 内容

第ハ－２表 設備・機器に係る検査の方法に記載の不備があるため、当該表に記載を追加する。

「第ハ－２表 設備・機器に係る検査の方法（２／２）」の変更箇所

検査の項目	検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
臨 界 防 止 検 査 単 一 ユ ニ ッ ト	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所の形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	②幾何学的形状制限を行う設備の配列、設備の当該箇所の形状及び寸法等を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	②配列、当該箇所の形状及び寸法が仕様表の添付図のとおりであること。
	③ (欠番)	③ (欠番)
	④防水目的のパッキンを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	④使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
	⑤ウランを取り扱う部位に水が侵入しない構造であることを目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	⑤金属製容器及び閉じ込め弁による密閉構造であること。

_____ : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

単一ユニットに関する検査の方法「ウランを取り扱う部位に水が侵入しない構造」に対する判定基準を「金属製容器による密閉構造であること」としていたが、金属製容器の境界を構成する閉じ込め弁の検査の記載が漏れていた。また、複数ある閉じ込め弁のうち1台は変更することから、既設と改造の閉じ込め弁があるが、検査の方法に（改造）の記載が漏れていた。

(2) 工事段階

閉じ込め弁の変更工事は、まだ行っていない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の不備に気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該表中の検査の記載の追加を行う。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、安全機能を確認するために必要な検査に係わる記載の追加であり、技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 第ハ-2表 設備・機器に係る検査の方法（2 / 2）(p538)

第 1 加工棟 発信機の追加について

1. 内容

公設消防の指導により、第 1 加工棟の自動火災報知設備に発信機を 1 台追加し、11 台から 12 台に変更する。

そのため、追第 3 次 表へー 2 - 1、追第 3 次 表リー 4 - 1 の発信機の台数及び図リー他ー 1 5 の配置図を変更する。また、図リー 1 - 1 工事フローに発信機の追加の工事を行うフローを追加する。

「追第 3 次 表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様」の変更箇所

技術基準に基づく仕様	火災による損傷の防止	<p>[11. 1-F2] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、<u>消防法施行規則第二十四条</u>に基づき、<u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u> ⁽¹⁴⁾を有効に火災の発生を感知、<u>報知</u>することができるように設け、<u>{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</u>を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。<u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u>の発信機は、<u>防火対象物の各部分から歩行距離 50 m 以下となるよう配置する。</u></p> <p><u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u>、<u>{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</u>は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、<u>{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機</u>、<u>{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機</u>に接続する設計。</p> <p>警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。</p> <p>○設備の員数 (<u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器 (スポット型) : 27 台 ・煙感知器 (スポット型) : 35 台 ・<u>発信機 : 12 台</u>
------------	------------	--

— : 修正箇所

「追第 3 次 表リー 4 - 1 (1 / 2) 非常用設備」の変更箇所

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第 1 加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ⁽¹⁾	器具本体、配線	<u>火災等による損傷の防止警報設備等</u>	1 式 { 熱感知器 (スポット型) : 27 台 煙感知器 (スポット型) : 35 台 発信機 ⁽⁷⁾ : <u>12 台</u> }	改造 (一部取替え・型式変更、一部移設、 <u>追加、残り</u> 再据付け)	図リー 4 - 1 - 3 図リー 4 - 1 - 9 図リー 他ー 1 5 (第 5 次)

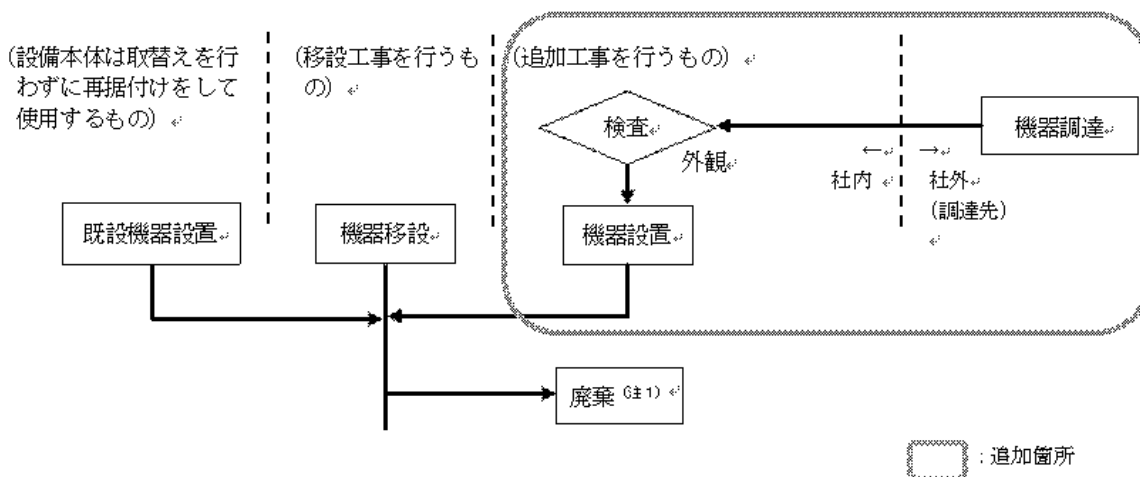
— : 修正箇所



「図リー他－15 第1加工棟 火災感知器設備 配置図」の変更箇所

1. 第1加工棟の付属設備

火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の改造（発信機のみ）



「図リー1-1 工事フロー」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

発信機については、公設消防と相談した結果に基づき設工認を申請した。

(2) 工事段階

公設消防への届出時に追加設置の指導を受けたため、工事は行っていない。

(3) 検査段階

当該箇所の工事は実施していないため、使用前事業者検査も実施していない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、申請書の第1加工棟の仕様表、非常用設備の仕様表、配置図及び工事フローの記載を修正する。

また、同届出後に検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、消防法に基づき発信機の台数を増やすものであり、本変更による第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様 (p852)
- ・ 追第3次 表リー4ー1 (1/2) 非常用設備 (p2082)
- ・ 図リー他ー15 第1加工棟 火災感知設備 配置図 (p2297)
- ・ 図リー1ー1 工事フロー (p2336)

気体廃棄設備 No. 2 改造内容へのフレキシブルダクトの追加について

1. 内容


図ト-W1設-2-1(8) 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)において、局所排気系統と設備・機器との接続部にはフレキシブルダクトを設けるとしており、これら接続部の一部については改造(追加又は位置の変更)を伴うものがあったが、表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No. 2 仕様において、当該改造の内容について記載が漏れていたため下記のとおり改造内容を追加し、表ト-W1設-2-1(別表2)にフレキシブルダクトの使用材料の仕様を追加する。

「表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No. 2 仕様」の変更箇所

変更内容	<p>⑧防護板の設置(改造に係る仕様を本表(別表2)に示す。) 周辺設備(空気コンプレッサ)からの火炎の伝播を防止するために、防護板を追加する。</p> <p>⑨緊急遮断弁(冷却水)の耐震補強(改造に係る仕様を本表(別表2)に示す。) 循環冷却水(焼却炉)の配管系統に設置する{8059-2}緊急設備 緊急遮断弁(冷却水)の耐震補強を行う。</p> <p>⑩フレキシブルダクトの追加・変更(改造に係る仕様を本表(別表2)に示す。) 系統2(局所排気系統)及び系統4(局所排気系統)のダクトと接続している設備・機器との間に設けるフレキシブルダクトについて追加、又は位置の変更を行う。</p>
------	--

_____ : 追加箇所

「表ト-W1設-2-1(別表2) 気体廃棄設備 No. 2 の改造の仕様」の変更箇所

⑩フレキシブルダクトの追加・変更	(6064)ダクト (6066)ダクト	 <p>(ダクト) 鋼 (フレキシブルダクト) 金属製、ガラスクロス (難燃性)</p>	1 式	=
------------------	------------------------	--	-----	---

_____ : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

フレキシブルダクトの追加に関する改造内容は、第1回補正時に明記すべきと判断し追加したが、第2加工棟の気体廃棄設備 No. 1 については記載を追加したが、第1 廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備 No. 2 については記載が漏れてしまった。

(2) 工事段階

工事着手前に当該改造内容の記載がないことに気付いたため、工事は実施していない。

(3) 検査段階

当該改造に係る工事を中断しており、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表中の記載を追加修正する。また、同届出後に工事を開始するとともに、使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

仕様表において記載するフレキシブルダクトに対する要求仕様は、火災等による損傷の防止に係る不燃性又は難燃性材料の要求のみである。当該要求は気体廃棄設備を構成する主要な材料に対して広く求められており、フレキシブルダクトに対しても当然に求められるものであり、他に個別の要求はないため、本記載変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様 (p1197)
- ・表ト-W1 設-2-1 (別表2) 気体廃棄設備 No.2 の改造の仕様 (p1211)

湿式除染機（湿式除染部、水洗除染タンク）の固定方法について

1. 内容

表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様及び表ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様において、当該設備はともにその他の構成機器として配管を有している。

この配管の技術基準に基づく仕様において、地震による損傷の防止に対しては建物又は架台に固定する旨を記載しているが、安全機能を有する設備の地盤に対しては配管及び支持構造物の固定先である建物の床、壁等の記載が不足しているため記載を追加する。

「表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様」の変更箇所

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備本体 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。 ・配管 <u>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。</u>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備本体 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 ・配管 耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。

— : 追加箇所

「表ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様」の変更箇所

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備本体 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。 ・配管 <u>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。</u>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備本体 耐震重要度分類を第3類とする。耐震重要度分類が上位である耐震重要度分類 第2類の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 ・配管 耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。

— : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該設備に付帯する配管については、第3回補正時に耐震要求を明記する必要があると判断し、技術基準に基づく仕様（地震による損傷の防止）に固定方法に関する記載を追加したが、安全機能を有する設備の地盤に対する記載は当該設備本体のみ記載で十分と判断してしまった。

(2) 工事段階

固定方法については、地震による損傷の防止の欄において記載しているため、記載の不足に気付かなかった。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の不足に気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表中の記載を追加する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本記載変更により具体的な取付場所の記載に変更はあるが、第1廃棄物貯蔵棟の建物を支持している地盤であることに変わりはなく、本記載変更による安全機能を有する施設の地盤に対する技術基準適合性への影響はない。

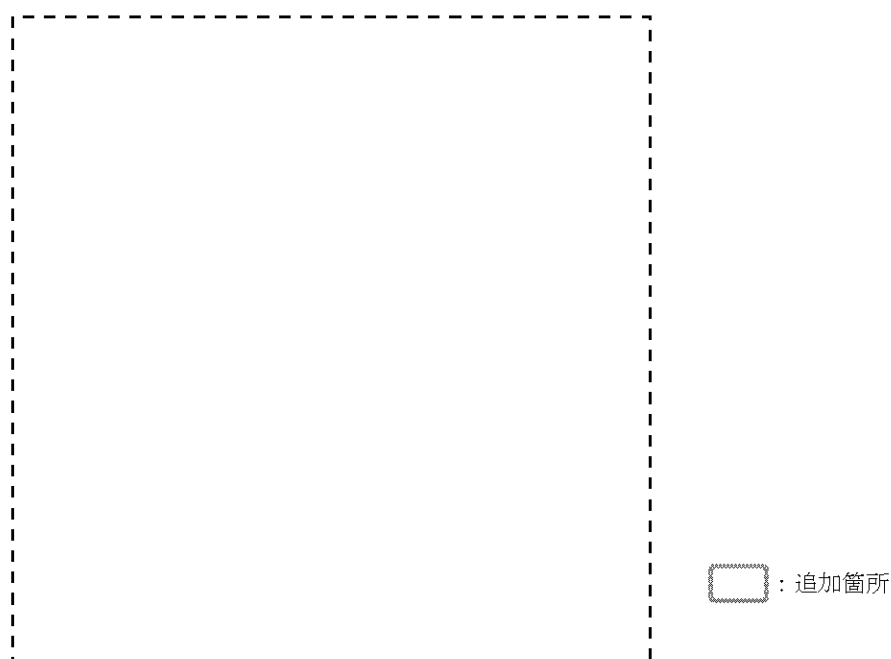
5. 設工認申請書（第5次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ト-W1 設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様 (p1269)
- ・表ト-W1 設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様 (p1271)

第1 廃棄物貯蔵棟 電気・計装ケーブル貫通部について

1. 内容

図ト-W1 建-20 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (1 階・中2階) の中2階平面図・2 通り/C-D 通り間の壁に電気・計装ケーブルの貫通部の記号の記載漏れがあるため、当該図を変更して貫通部の記号を追加する。



「図ト-W1 建-20 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (1 階・中2階)」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

設工認を申請するに当たりプラントワークダウンを実施した際、当該壁に設置された電線管の90° 曲がり部分にプルボックスが設けられていたが、電線管 (空配管) に配線を通す際の中継用と判断してしまい、プルボックスの蓋を開けて中までは確認していなかった。

(2) 工事段階

当該部位は新たに設ける貫通部ではないため改造工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時にプルボックス内を電線が貫通していることに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図に電気・計装ケーブルの貫通部を追記する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

当該貫通部のある 2 通り/C-D 通り間の壁は火災区域境界、溢水防護区画境界に該当するが、貫通部処置をしているため火災に対する安全機能及び溢水防護区画の安全機能にも影響はない。

5. 設工認申請書（第 5 次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

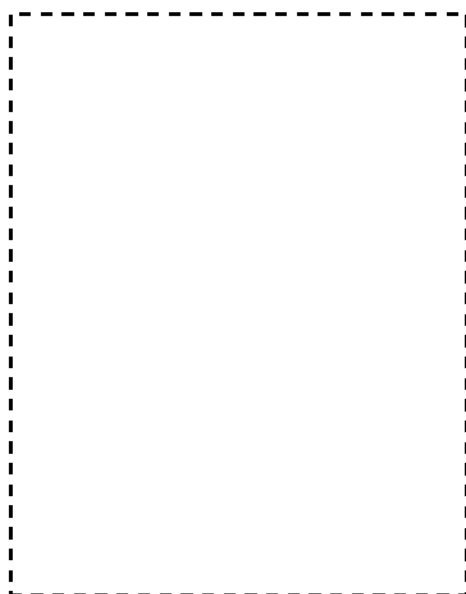
- ・ 図ト-W 1 建-2 0 (1) 第 1 廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (1 階・中 2 階)
(p1568)


第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面について

1. 内容

図ト-W1建-28(1) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面のうち、杭頭と基礎の納まり図において、基礎レベル及び鉄筋径の記載に誤りがあるため、当該図の以下の記載を変更する。

- ・基礎レベルを「基礎上端」から「基礎下端」に変更。
- ・鉄筋径を [] から [] に変更。



 : 変更箇所

「図ト-W1建-28(1) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第1廃棄物貯蔵棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の基礎であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の基礎レベル及び鉄筋径の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、基礎の誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	一（第1廃棄物貯蔵棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の基礎で耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第1廃棄物貯蔵棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないため、本変更による第1廃棄物貯蔵棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	
第九条	不法侵入	当該部位は、地中にある基礎であり、不法侵入の防止に関する安全機能を有していないため、本変更による第1廃棄物貯蔵棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、地中にある基礎であり、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、管理区域の境界に該当しないため、本変更による第1廃棄物貯蔵棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、地中にある基礎であり、火災区域（火災区画）境界に該当しないため、本変更による第1廃棄物貯蔵棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、地中にある基礎であり、溢水による損傷防止の安全機能を有していないため、本変更による第1廃棄物貯蔵棟の加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないことから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

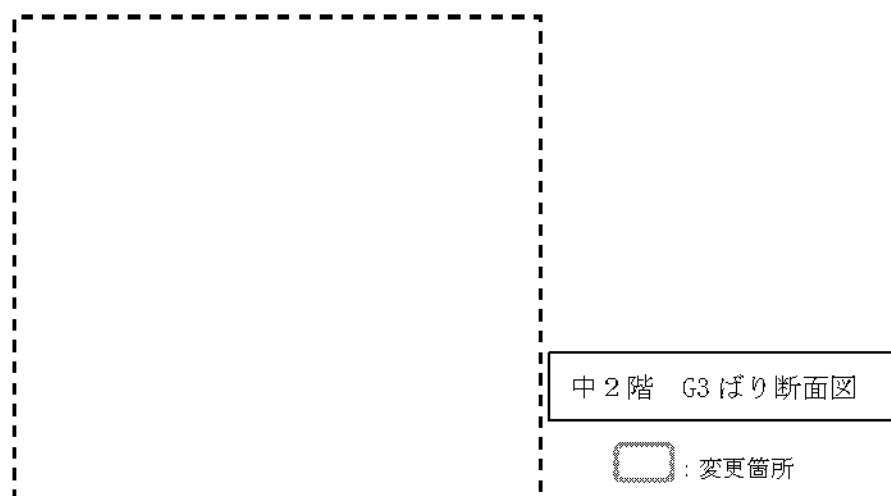
5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ト-W1建-28（1）第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面（p1599）

第1 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばりについて

1. 内容

図ト-W1 建-28 (3) 第1 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばりのうち、中2階のG3 ばりについて、端部のあばら筋のピッチを [] と記載するところを、誤って [] と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図ト-W1 建-28 (3) 第1 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第1 廃棄物貯蔵棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面から CAD 図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のはりであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図のあばら筋のピッチを修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、大ばりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	— (第1 廃棄物貯蔵棟には臨界隔離壁を設けない。)
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第1 廃棄物貯蔵棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第1 廃棄物貯蔵棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないため、本変更による第1 廃棄物貯蔵棟の積雪、火山活動(降下火砕物)による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該部位は、外部に面していない大ばりであるため、第1 廃棄物貯蔵棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1 種管理区域と第2 種管理区域との境界であるが、鉄筋コンクリート造であることは変わらず、室内を負圧状態に維持する機能に影響を及ぼすことはないため、本変更により第1 廃棄物貯蔵棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第1 廃棄物貯蔵棟の火災区域(火災区画)境界であるが、本変更は火災影響評価に影響を及ぼすものではないため、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水による損傷防止の安全機能を有していないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書(第5次申請)における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ト-W1 建-28 (3) 第1 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり (p1601)

気体廃棄設備 No.2 送排風機の起動停止時インターロック信号系統図
におけるメカニカルリレー位置について

1. 内容

図ト-W1設-2-4(2) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)において、気体廃棄設備 No.2 停止ボタン～{6078}給気ファン間のメカニカルリレーの位置を「*2」(6080-2)制御盤(1)としているが、「*3」(6080-2)制御盤(2)の誤りであったため変更する。(次頁参照)

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

前頁に記載の起動時のインターロック系統図においては、起動ボタンが備わっているW1-2排風機室側の制御盤(1)にメカニカルリレーがあるため、停止時のインターロック系統図においても停止ボタンが備わっているW1-2排風機室側の制御盤(1)にあるものと誤認し記載してしまった。

(2) 工事段階

当該メカニカルリレーは既設であり工事は実施しない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該図を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

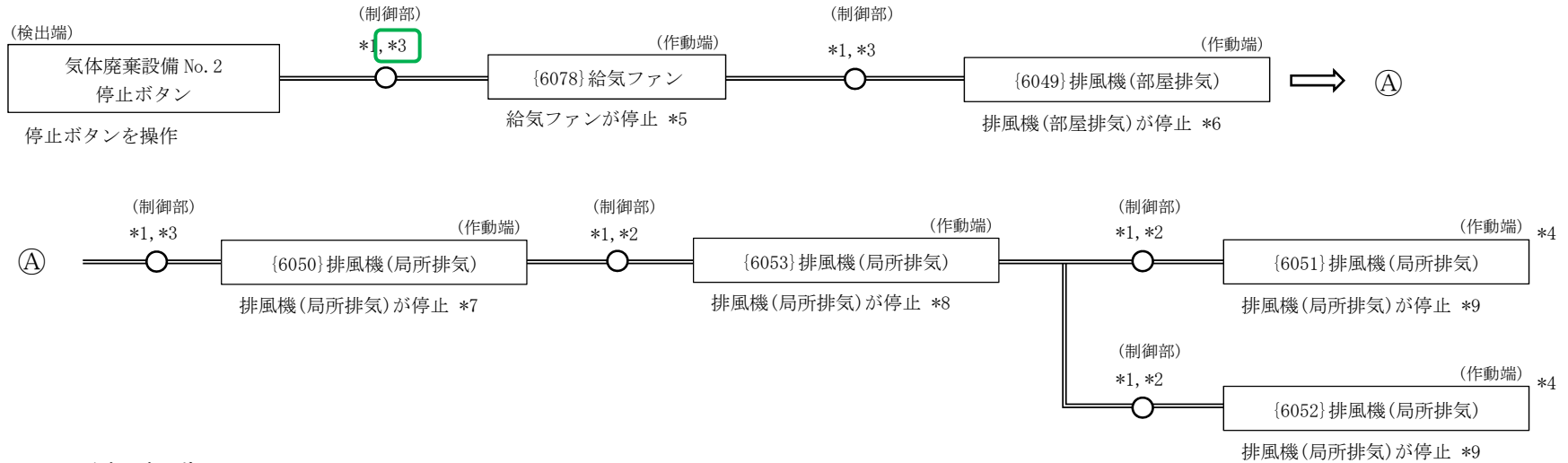
4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

メカニカルリレーの位置に関する記載の誤りであるが、技術基準に基づく仕様(外部からの衝撃による損傷の防止(電磁的障害))に基づきメカニカルリレーを設けるとの仕様に変更はなく、本記載変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書(第5次設工認)における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ト-W1設-2-4(2) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)(2/2)(p1665)

気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 停止時



- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6080-2)制御盤(1)
- *3 : (6080-2)制御盤(2)
- *4 : {6051}排風機及び{6052}排風機は切替運転のため、運転している排風機が停止
- *5 : 停止条件 {6078}給気ファンの停止信号検知
- *6 : 停止条件 {6049}排風機の停止信号検知
- *7 : 停止条件 {6050}排風機の停止信号検知
- *8 : 停止条件 {6053}排風機の停止信号検知
- *9 : 停止条件 {6051}排風機の停止信号検知

凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称
6049	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機
6050	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機
6051	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機
6052	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機
6053	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機
6078	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン

「図ト-W1設-2-4(2) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図) (2/2)」の変更箇所 : 修正箇所

第3 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面について

1. 内容

図ト-W3建-20(1)第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1のうち、F4(a)基礎の上端筋の本数を「」と記載するところを、誤って「」と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図ト-W3建-20(1)第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第3廃棄物貯蔵棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の基礎であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の上端筋の本数を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、基礎の誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	—（第3廃棄物貯蔵棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の大ばり耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第3廃棄物貯蔵棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないことから本変更による第3廃棄物貯蔵棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	
第九条	不法侵入	当該部位は、地中にある基礎であり、不法侵入の防止に関する安全機能を有していないため、第3廃棄物貯蔵棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、地中にある基礎であり、管理区域の境界に該当しないため、本変更による第3廃棄物貯蔵棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、地中にある基礎であり、火災区域（火災区画）境界に該当しないため、本変更による第3廃棄物貯蔵棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	—（第3廃棄物貯蔵棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ト-W3建-20（1）第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1（p1778）

第3 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり、小ばりについて

1. 内容

図ト-W3 建-20 (4) 第3 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばりのうち、大ばりの頭付きスタッドボルトの本数及び小ばりの断面寸法に誤りがあるため、当該図の以下の記載を変更する。

- ・2、3 階大ばり X1、Y1 の頭付きスタッドボルトの本数を [] から [] に変更。
- ・3 階小ばり B1 の断面寸法を [] から [] に変更。



「図ト-W3 建-20 (4) 第3 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第3廃棄物貯蔵棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のほりであり、本設工認による工事は無い。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図のスタッドボルトの本数及び断面寸法を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、大ばり及び小ばりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	— (第3廃棄物貯蔵棟には臨界隔離壁を設けない。)
第六条	耐震	<p>(大ばり) 当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第3廃棄物貯蔵棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p> <p>(小ばり) 当該部位は、第3廃棄物貯蔵棟本体の耐震性に関する強度部材でないため、本変更による第3廃棄物貯蔵棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p>
第八条	竜巻	<p>(大ばり) 当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第3廃棄物貯蔵棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p> <p>(小ばり) 当該部位は、竜巻に関する強度部材に該当しないため、本変更による第3廃棄物貯蔵棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p>


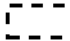
技術基準		技術基準適合への影響
第八条	雪・火山	<p>(大ばり)</p> <p>当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根の大ばりであるが、変更後の大ばりで評価を実施しているため、本変更による第3廃棄物貯蔵棟の積雪、火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p> <p>(小ばり)</p> <p>当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないため、本変更による第3廃棄物貯蔵棟の積雪、火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p>
	外部火災	<p>当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p>
	航空火災	
第九条	不法侵入	<p>(大ばり)</p> <p>当該部位は、外部に面している大ばりであるが、本変更は不法侵入の防止に関する安全機能に影響を及ぼすものではないため、第3廃棄物貯蔵棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p> <p>(小ばり)</p> <p>当該部位は、不法侵入の防止に関する部位に該当しないため、変更による第3廃棄物貯蔵棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p>
第十条	閉じ込め	<p>(大ばり)</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟には第1種管理区域を設定しない。また、第2種管理区域と周辺監視区域（屋外）の境界であるが、本変更は第2種管理区域と周辺監視区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第3廃棄物貯蔵棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。</p> <p>(小ばり)</p> <p>当該部位は、周辺監視区域であるため、本変更による第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。</p>
第十一条	内部火災	<p>(大ばり)</p> <p>当該部位は、第3廃棄物貯蔵棟の火災区域（火災区画）境界であるが、本変更は火災影響評価に影響を及ぼすものではないため、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p> <p>(小ばり)</p> <p>当該部位は、火災区域（火災区画）境界に該当しないため、本変更による第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。</p>
第十二条	溢水	—（第3廃棄物貯蔵棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

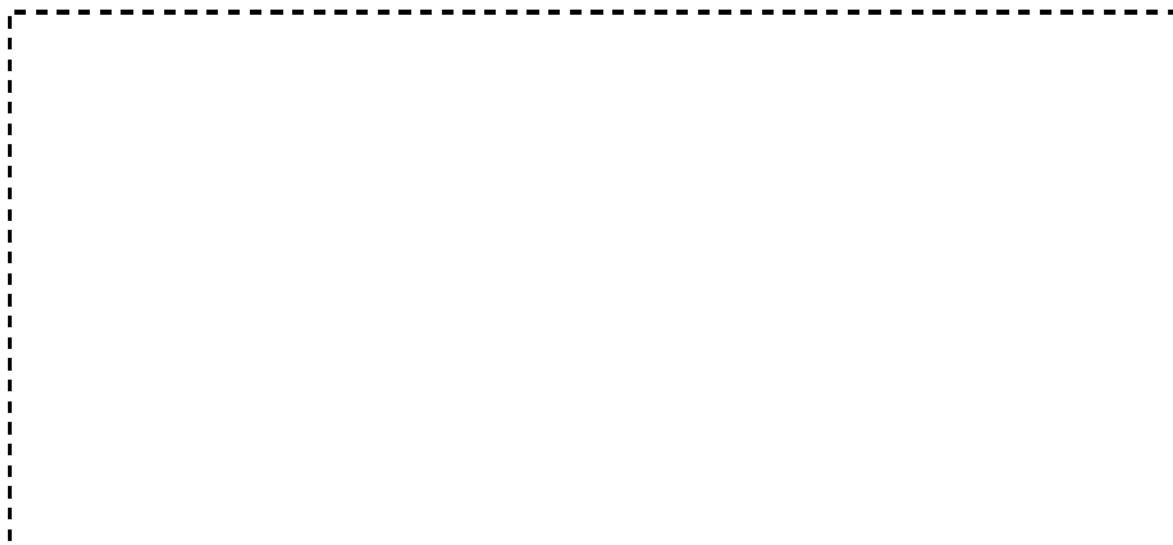
5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所


・ 図ト-W3建-20（4）第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり（p1781）

第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁の符号について

1. 内容

図ト-W3建-20(5)第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁において、符号「」を平面図及び軸組図と整合させるため、「」に記載を変更する。



 : 修正箇所

「図ト-W3建-20(5)第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第3廃棄物貯蔵棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載の誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の壁であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の壁の符号を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

壁符号の表記の変更であり、壁の仕様に変更はないため、本変更に伴う地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ト-W3建-20（5）第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁（p1782）

気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込め弁の変更内容について

1. 内容

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/9) において、気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込め弁 (管理番号{6033}) の変更内容を「改造」としているが、「変更なし」の誤りであるため記載を変更する。

「第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/9)」の変更箇所

系統VI	気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造
	気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込め弁	<u>変更なし</u>
	気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造

 : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該閉じ込め弁は、当初ダクトの撤去・新設と合わせて更新を計画し変更内容を「改造」としていたが、更新不要でダクトの撤去・新設工事の施工が可能となったため、第3回補正にて「変更なし」と申請内容を変更した。この際、当該頁のみ記載の変更が漏れてしまった。

なお、申請書別紙別記1の申請一覧表及び「表トー1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)」においては「変更なし」の正しい記載となっている。

(2) 工事段階

既設の閉じ込め弁であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表の記載を修正する。

また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、検査項目表中の変更内容の記載の適正化であり、仕様表及び添付図に記載の仕様を変更するものではないことから、技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書 (第5次設工認) における当該変更箇所及び関連変更箇所

・第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/9) (p1826)

気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4（給気系統）

閉じ込めダンパーの変更内容について

1. 内容

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（7/9）において、気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4（給気系統） 閉じ込めダンパー（管理番号{6076}）の変更内容を「変更なし」としているが、「改造」の誤りであるため記載を変更する。

「第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（7/9）」の変更箇所

給気系統	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4（給気系統）	閉じ込め弁	変更なし
	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4（給気系統）	閉じ込めダンパー	<u>改造</u>
	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4（給気系統）	給気ファン	変更なし
	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4（給気系統）	給気フィルタ	変更なし
	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4（給気系統）	ダクト ⁽¹⁾	改造
	気体廃棄設備 No. 2 系統 3（フィルタ冷却給気）	閉じ込め弁	変更なし
	気体廃棄設備 No. 2 系統 3（フィルタ冷却給気）	閉じ込めダンパー	変更なし

 : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該閉じ込めダンパーは、初回申請から変更内容を「改造」として申請していたが、第3回補正において、改造から変更なしとなる他の設備と誤って当該記載箇所を「変更なし」としてしまった。なお、申請書別紙別記1の申請一覧表及び「表トー1（1）放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容（第2加工棟）」においては「改造」の正しい記載となっている。

(2) 工事段階

検査の表であったため、工事段階では当該誤記に気が付かなかった。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、検査項目表中の変更内容の記載の適正化であり、仕様表及び添付図に記載の仕様を変更するものではないことから、技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・ 第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（7／9）(p1831)

第1 廃棄物貯蔵棟 感知器における変更内容について

1. 内容

第1 廃棄物貯蔵棟の自動火災報知設備の感知器について、地下貯槽ピットに設置する感知器は追加であるが、表リー1（3）の変更内容は「再据付け」のみとなっており、「追加」の記載が漏れているため、当該表に記載を追加する。

「表リー1（3） その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応並びに変更内容（建物、設備・機器の付属設備等）」の変更箇所

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
<設備・機器>					
第1 廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	自動火災報知設備 検出器	1式	再据付け、 <u>追加</u>

_____ : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

配置図では地下貯槽ピットに感知器を設置することを示しており、申請時から追加することとしていたが、変更内容に追加の記載が漏れてしまった。

(2) 工事段階

工事着手前に作成した使用前事業者検査要領で「追加」の記載がないことに気付いたため、工事は行っていない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該表の変更内容の記載を修正する。

また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、変更内容に係る記載の追加であり、本変更による第1 廃棄物貯蔵棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表リ-1（3） その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容（建物、設備・機器の付帯設備等）（p1933）

消火設備 屋外消火栓の配管材質について

1. 内容

表リ一他ー2（別表1） 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 材料一覧において、配管の材質を「鋼 []」としているが、屋外消火栓の既設部分に [] が一部含まれていることが判明したため、材質を追加する。

「表リ一他ー2（別表1） 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 材料一覧」の変更箇所

設備・機器名	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	消火栓ポンプ 消防用ホース箱 アンカーボルト 配管 ボルト等 ^{*3}	金属製 金属製 鋼 [] 鋼 [] 又はステンレス鋼 [] 鋼又はステンレス鋼

*1 [] 以上の強度を有する材料。

*2 [] を含める。

*3 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

..... : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

申請書作成にあたってはプラントウォークダウンを行って確認をしていたが、屋外消火栓配管については保温材が敷設されており、一部の保温材の取り外しのみを行い現物確認を行っていた。工事にあたり保温材を取り外していたところ、屋外消火栓の既設部分の一部にステンレス鋼管 [] が含まれていることが判明した。

(2) 工事段階

ステンレス鋼が含まれる配管は既設部分であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の漏れに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表中の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

ステンレス鋼「 」が追加となるが、ステンレス鋼管は他の設備でも使用予定であるため、付属書類 3-3 地震による損傷の防止（配管の耐震性）に関する基本方針書においてステンレス鋼「 」に係る必要な情報が記載されており、技術基準に基づく仕様（地震による損傷の防止）に記載している要求「配管は、耐震重要度分類第3類で支持構造物等に固定する。支持構造物は、壁、床等にボルト等で固定する。」について影響はない。また、火災等による損傷の防止に係る不燃性又は難燃性材料の要求についても、ステンレス鋼は金属（不燃材料）であり、仕様表に記載している「設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、・・・」との要求を満足するため、本記載変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・表リ-他-2（別表1） 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 材料一覧(p2051)

屋外消火栓工事範囲について

1. 内容

図リ－他－5（7） 消火栓配管 屋外 配管図において、屋外消火栓配管の改造範囲を記載しているが、既設配管の一部を誤って改造範囲に含めてしまったため、当該図の記載を変更する。（次頁参照）

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図作成時の確認が不十分であり、誤った記載のまま設工認を申請した。

(2) 工事段階

既設の配管のままと認識していたため記載の誤りに気付かなかった。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、当該既設部分の使用
前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該図の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

既設・改造に依らず仕様に変更はないため、本記載変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次設工認）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図リ－他－5（7） 消火栓配管 屋外 配管図（p2228）



「図リー他－5（7） 消火栓配管 屋外 配管図」の変更箇所

※緑枠の範囲が変更箇所

付属書類 1 3 ドラム缶転倒評価の水平地震力について

1. 内容

申請書の付属書類 1 3 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶）の転倒防止策に関する基本方針書 1. 設計方針において、放射性廃棄物ドラム缶の転倒評価における水平地震力を本来 0.47 と記載すべきところ誤って 0.36 と記載してしまったため、記載を変更する。

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

第 1 廃棄物貯蔵棟の 3 階における耐震重要度分類第 1 類に対応する水平地震力を記載すべきところ、誤って 1 階の水平地震力を記載していた。

(2) 工事段階

評価に関する数値であり工事とは無関係である。

(3) 検査段階

評価に関する数値であり検査とは無関係である。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の付属書類 1 3 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶）の転倒防止策に関する基本方針書 1. 設計方針に記載の水平地震力を修正する。
また、本修正による検査への影響はない。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本修正を行っても、「水平地震力が摩擦係数よりも小さく滑りが生じない」という評価は変わらないことからドラム缶転倒評価への影響はなく、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第 5 次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・付属書類 1 3 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶）の転倒防止策に関する基本方針書 1. 設計方針（p3740）

第2加工棟中2階 火災区域・火災区画境界壁の記載について

1. 内容

第5次設工認申請書「図ハ-2P建-1-8(2) 第2加工棟 工事概要図(中2階)火災による損傷の防止」等に示す第2洗濯室北側壁(中2階-1階吹き抜け部境界)について、火災区域・火災区画境界としての安全機能を有する壁でないにもかかわらず、火災区域・火災区画境界を示す赤線の表示としていた誤りがあるため、次頁以降に示す当該図及び関係する添付資料の表の記載を修正する。

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該の内壁は、火災区域・火災区画境界としての安全機能を有する壁ではなく、同一火災区域内の中2階と1階吹き抜け部を隔てる壁であるが、本来、火災区域・火災区画境界を示す赤線を、火災区域・火災区画の中2階における床面の範囲を表す線であると誤った認識をしていたため、工事概要図を作成した際に記載を誤ってしまった。

また、この工事概要図を元に作成した建物の部位が有する安全機能の一覧表にも誤った記載をしてしまっていた。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

火災区域境界の壁でなく、火災による損傷の防止に係る使用前事業者検査の対象ではないため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の第2加工棟の工事概要図、建具配置図及び各部位が有する安全機能の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、第2加工棟の火災区域・火災区画境界の壁についての表示及び記載の誤りを適正化するものであり、火災影響評価時においても当該の内壁を火災区域・火災区画境界としての安全機能を持たないものであるとしていたこと、評価に用いるパラメーターである火災区域・火災区画の床面積に変更がないことから、火災区域・火災区画の配置及び火災影響評価の結果に変更はなく、本変更による火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請、第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

5. 1 第4次申請


- ・図ハ-2-1-1-38 第2加工棟 工事概要図(中2階)火災による損傷の防止 (p166)
- ・図ハ-2-1-4-2 第2加工棟 建具配置図 中2階 (p282)
- ・添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (21/44) (p999)
- ・添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (25/44) (p1003)

5. 2 第5次申請












- ・図ハ-2P建-1-8(2) 第2加工棟 工事概要図(中2階)火災による損傷の防止 (p501)
- ・図ハ-2P建-1-11(2) 第2加工棟 建具配置図 中2階 (p511)
- ・添2表1-3-5 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (3/5) (p2763)

< 第 4 次申請 >




 : 変更箇所

中 2 階平面図





- | | | |
|---|--|--|
|  火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト) |  火災区域の壁面貫通部を示す。(配線) |  火災区域・火災区画境界 |
|  火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト) |  火災区域の床面貫通部を示す。(配線) |  火災源のある区画を示す。 |
| | |  防護対象設備のある区画を示す。 |
| | |  改造建具 (特定防火設備) を示す。 |
| | |  既設建具 (特定防火設備) を示す。 |
| | |  火災区域の壁面貫通部を示す。(配管) |
| | |  火災区域の床面貫通部を示す。(配管) |

「図ハ-2-1-1-38 第2加工棟 工事概要図 (中2階) 火災による損傷の防止」の変更箇所



 : 変更箇所

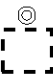
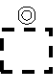
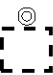

中 2 階平面図

- | | |
|--|--|
| | 凡例  火災区域・火災区画境界 |
| |  更新又は改造建具 |
| |  既設建具 |
| |  既設建具 (安全機能なし) |
- ・既設建具 (安全機能なし) は、不燃材製建具とする。
 - ・その他の建具の詳細は、建具表に記載。

「図ハ-2-1-4-2 第2加工棟 建具配置図 中2階」の変更箇所

< 第 4 次申請 >


添 2 表 1 - 3 - 1 第 2 加工棟の各部位が有する安全機能（抜粋）の変更前


階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		十一 条	備考
						内部 火災	
中 2 階	内 壁 ・ 内 部 扉	内壁 M2-1	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁		—
		内壁 M2-2	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁		—
		内壁 M2-7	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁		—
		内壁 M2-41	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁		—



添 2 表 1 - 3 - 1 第 2 加工棟の各部位が有する安全機能（抜粋）の変更後

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		十一 条	備考
						内部 火災	
中 2 階	内 壁 ・ 内 部 扉	内壁 M2-1	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	—	—
		内壁 M2-2	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	—	—
		内壁 M2-7	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	—	—
		内壁 M2-41	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	—	—

 : 削除箇所

 : 変更箇所

< 第 5 次申請 >



: 変更箇所

中 2 階 平 面 図

- | | | |
|--|--------------------|----------------|
| 火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト) | 火災区域の壁面貫通部を示す。(配線) | 火災区域・火災区画境界 |
| 火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト) | 火災区域の床面貫通部を示す。(配線) | ● 火災源のある区画を示す。 |
| 配線は電気・計装ケーブルを示す。柱間、はり間の壁面、床面に複数の貫通部がある場合がある。 | | + |
| | | ○-○ |
| | | ○-○ |
| | | ■ |
| | | ● |

「図ハ-2P建-1-8(2) 第2加工棟 工事概要図(中2階) 火災による損傷の防止」の変更箇所



: 変更箇所

中 2 階 平 面 図


- ・ 既設建具(安全機能なし)は、不燃材製建具とする。
- ・ その他の建具の詳細は、建具表に記載。

- 凡例
- | | |
|--|--------------|
| | 火災区域・火災区画境界 |
| | 更新又は改造建具 |
| | 既設建具 |
| | 既設建具(安全機能なし) |

「図ハ-2P建-1-11(2) 第2加工棟 建具配置図 中2階」の変更箇所


< 第 5 次申請 >


添 2 表 1 - 3 - 5 第 2 加工棟の各部位が有する安全機能（抜粋）の変更前


階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		十一 条	備考
				区画・境界などの安全機能	区画・境界などの安全機能		
中 2 階	内壁・内部扉	内壁 114	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁		—



添 2 表 1 - 3 - 5 第 2 加工棟の各部位が有する安全機能（抜粋）の変更後

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		十一 条	備考
				区画・境界などの安全機能	区画・境界などの安全機能		
中 2 階	内壁・内部扉	内壁 114	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁		—

 : 削除箇所


 : 変更箇所

第1加工棟 屋根伏図について

1. 内容

図へー2-1-8 第1加工棟 屋根伏図（上弦レベル）の18-19通り間/B-C通り間に、はり及びブレースの記載漏れがあるため、当該図中の記載を変更する。



 : 追加箇所

「図へー2-1-8 第1加工棟 屋根伏図（上弦レベル）」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第1加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の屋根であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図にはり、ブレースを追加する。また、同届出後に検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、図面に記載が漏れていたはり、ブレースの追加であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	—（第1加工棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該小ばり及びブレースは、屋根の面内剛性を確保するための部材であり、第1加工棟本体の耐震強度部材には該当しないことから、本変更による評価結果への影響はなく、第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻、積雪・降下火砕物に対する強度部材に該当しないため、第1加工棟の竜巻、積雪・火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	航空火災	—（第1加工棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。）
第九条	不法侵入	当該部位は、建物内のはり、ブレースであり、第1加工棟の不法侵入の防止に関わる部位に該当しないため、本変更による第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	第1加工棟には第1種管理区域を設定していない。また、当該部位は、管理区域の境界に該当しないため、本変更による第1加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位のうち、第1加工棟の火災区域（火災区画）境界に該当するが、本変更は火災影響評価に影響を及ぼすものでないため、第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	—（第1加工棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

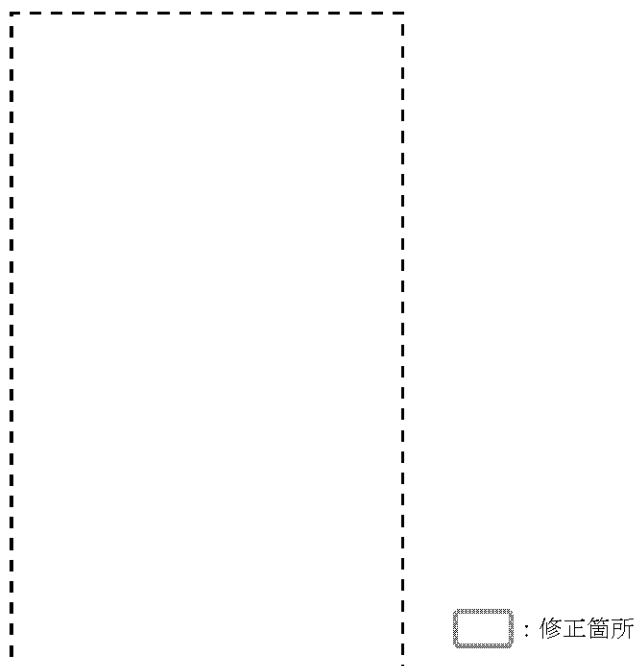
5. 設工認申請書（第3次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図へー2-1-8 第1加工棟 屋根伏図（上弦レベル）（p82）

第1加工棟 既設部材リスト 地中ばりについて

1. 内容

図へー2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1の地中ばり FG31において、スタラップの配筋ピッチを「 」と記載すべきところ、誤って「 」と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図へー2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第1加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の地中ばりであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の地中ばりの配筋ピッチを修正する。また、同届出後に検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、地中ばりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	— (第1加工棟には臨界隔離壁を設けない。)
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の地中ばりで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻、積雪・降下火砕物に対する強度部材に該当しないため、第1加工棟の竜巻、積雪・火山活動(降下火砕物)による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	航空火災	— (第1加工棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。)
第九条	不法侵入	当該部位は、地中ばりであり、第1加工棟の不法侵入の防止に関わる部位に該当しないため、本変更による第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	第1加工棟には第1種管理区域を設定していない。また、当該部位は、管理区域の境界に該当しないため、本変更による第1加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第1加工棟の火災区域(火災区画)境界に該当しないため、第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	— (第1加工棟に溢水源はない。)
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書(第3次申請)における当該変更箇所及び関連変更箇所

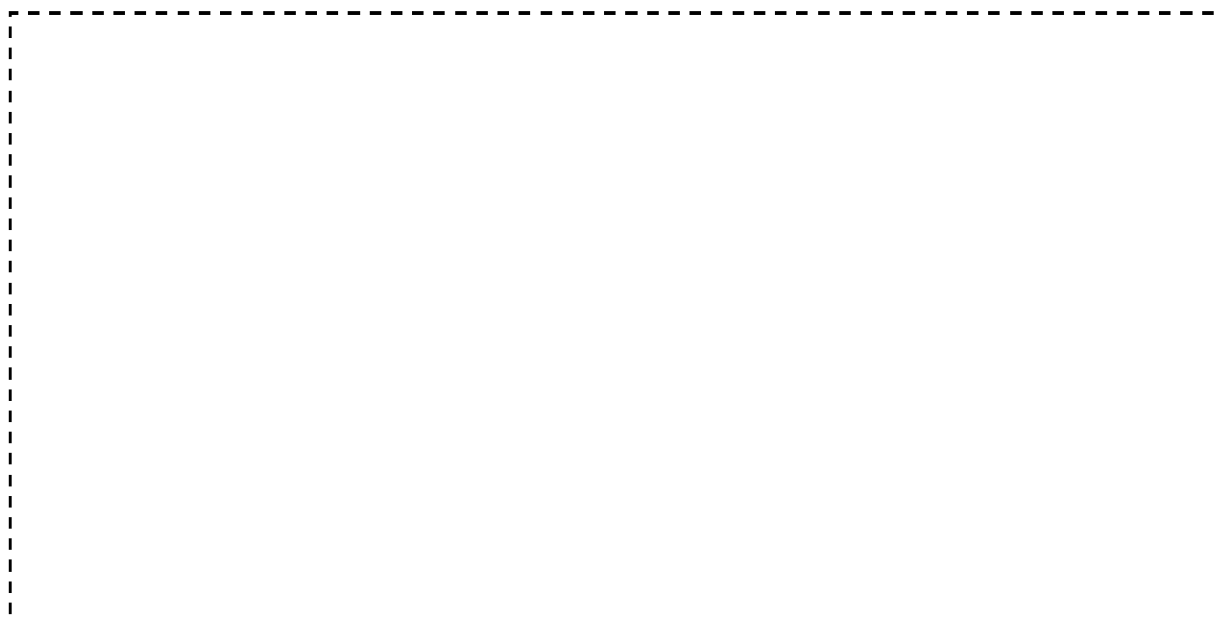
- ・ 図へー2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1 (p92)

第1加工棟 既設部材リスト はりについて

1. 内容

図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2の鉄骨造 はり部材一覧、鉄筋コンクリート造 はり部材一覧及びはり繋ぎ 部材一覧において、以下の誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。

- ・鉄骨造 はり部材-2G72 の主材を [] から [] に変更。
- ・鉄筋コンクリート造 はり部材-G23 の断面寸法を [] から [] に変更。
- ・はり繋ぎ 部材-TG32 の下弦材を [] から [] に変更。



「図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は、第1加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のはりであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図のはり部材及びはり繋ぎ部材の記載を修正する。また、同届出後に検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、はりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	—（第1加工棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後のはりで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、変更後のはりで竜巻に対する評価を実施していることから、本変更による第1加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないため、本変更による第1加工棟の積雪、火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	航空火災	—（第1加工棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。）
第九条	不法侵入	当該部位は、外部に面しているはりであるが、本変更は不法侵入の防止に関わる安全機能に影響を及ぼすものでないため、第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	第1加工棟には第1種管理区域を設定していない。また、当該部位は、第2管理区域と周辺監視区域（屋外）の境界であるが、本変更は境界に影響を及ぼすものではないため、第1加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第1加工棟の火災区域（火災区画）境界であるが、本変更は火災影響評価に影響を及ぼすものではないため、第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	—（第1加工棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第3次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2（p93）

第2加工棟 コンクリート壁の壁厚及び壁の範囲について

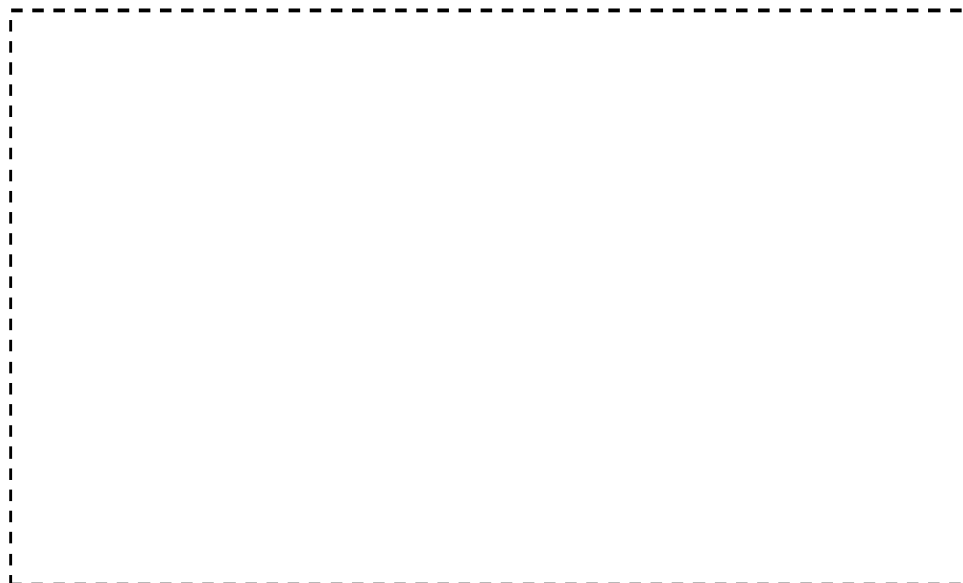
1. 内容

第2加工棟の鉄筋コンクリート壁において、壁厚及び壁の範囲に誤りがあるため、以下の記載を変更する。

- ① 図ハ-I-8における外壁4-4の壁の範囲は、4階のA通り、4-6通り間の壁とその内側の壁とすべきところを、A通り、4-6通り間の内側の壁のみを壁の範囲としているため、当該図の記載を変更する。また、図ハ-II-5のA通り、4-6通り間の壁に壁厚 [] の記載を追加し、A通り、4-6通り間の内側の壁厚 [] の記載を [] に変更する。併せて以下の内容についても変更する。
- ・ 図ハ-2-1-5-1 (6)、図ハ-2-1-5-1 (7) 及び図ハ-2-1-5-1 (14)の4階のA通り、4-6通り間の壁を遮蔽能力を有する壁とし、A通りの内側の壁厚 [] の記載を [] に変更。
 - ・ 別表ハ-2-1-1 1、添2表1-3-1の外壁4-4の呼び寸法 [] を [] に変更。
 - ・ 添2表1-3-1の外壁4-4の第6条 耐震1次の「○」を []、耐震2次、耐震裕度の「-」を [] に変更。



「図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 (4階壁)」の変更箇所



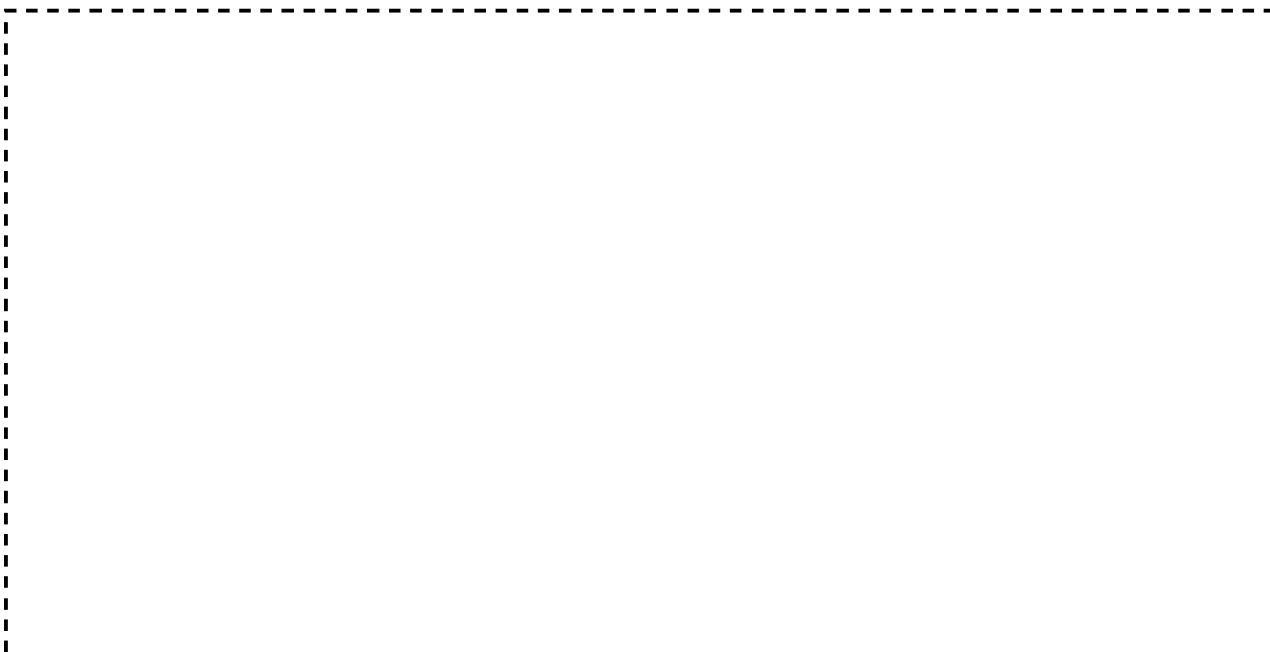
「図ハ-Ⅱ-5 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（4階）」の変更箇所



「図ハ-2-1-5-1（6） 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等（平面図 4階）」
の変更箇所



「図ハ-2-1-5-1 (7) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等（断面図 A 通り、A1 通り）」の変更箇所



「図ハ-2-1-5-1 (14) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等（断面図 3 通り、5 通り、6 通り、6A 通り）」の変更箇所

「別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
4階	外壁・外部扉	外壁 4.1.1	第2排風機室と屋外 (A通り/4_5-6通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造 壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし

_____ : 修正箇所

「添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	六条			備考
							耐震1次	耐震2次	耐震裕度	
4階	外壁・外部扉	外壁 4.1.1	第2排風機室と屋外 (A通り/4_5-6通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造 壁		◎	◎	◎	—

_____ : 修正箇所

< 第5次申請 >

「追第4次 別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
4階	外壁・外部扉	外壁 4.1.1	第2排風機室と屋外 (A通り/4_5-6通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造 壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし

_____ : 修正箇所

② 壁厚を化粧厚み含む実測値を誤って記載した箇所の変更

- ・図ハ-Ⅱ-2、図ハ-Ⅱ-3の8-9通り間、B-C通り間の壁厚 [] の記載を [] に変更し、また、別表ハ-2-1-1 1、添2表1-3-1の内壁 M2-18 及び内壁 2-42 の呼び寸法 [] を [] に変更する。

<第4次申請>

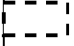


「図ハ-Ⅱ-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（中2階）」の変更箇所



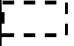
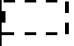
「図ハ-Ⅱ-3 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（2階）」の変更箇所

「別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-42	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし

_____: 修正箇所

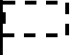

「添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	六条			備考
								耐震1次	耐震2次	耐震裕度	
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		○	○	○	—
2階	内壁・内部扉	内壁2-42	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		○	○	○	—

_____: 修正箇所

< 第 5 次申請 >

「追第 4 次 別表ハ-2-1-1 1 第 2 加工棟の各部位の仕様（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事 内容
中 2 階	内壁・ 内部扉	内壁 M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第 2 加工棟 部位位置 図 中 2 階壁参照	鉄筋コンクリート造 壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
2 階	内壁・ 内部扉	内壁 2-42	図ハ-I-5 第 2 加工棟 部位位置図 2 階壁参照	鉄筋コンクリート造 壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし

_____ : 修正箇所



「図ハ-2 P 建-1-2 第 2 加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）（中 2 階）」の変更箇所

- ・図ハ-Ⅱ-4の8-9通り間、B-C通り間の壁厚 [] の記載を [] に変更し、また、別表ハ-2-1-11、添2表1-3-1の内壁3-21、内壁3-30、内壁3-31①及び内壁3-31②の呼び寸法 [] を [] に変更する。

<第4次申請>



「図ハ-Ⅱ-4 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（3階）」の変更箇所

「別表ハ-2-1-11 第2加工棟の各部位の仕様（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-21	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	[]	図ハ-Ⅱ-4	工事なし
		内壁3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	[]	図ハ-Ⅱ-4	工事なし
		内壁3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	[]	図ハ-Ⅱ-4	工事なし
		内壁3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	[]	図ハ-Ⅱ-4	工事なし

_____ : 修正箇所

「添 2 表 1 - 3 - 1 第 2 加工棟の各部位が有する安全機能（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	六条			備考
								耐震 1 次	耐震 2 次	耐震裕度	
3 階	内 壁 ・ 内 部 扉	内 壁 3-31	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第 2 加工棟 部位 位置図 3 階壁参照	火災区画境界	鉄筋コン クリート 造壁	鉄筋 コンク リート		○	-	-	-
		内 壁 3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第 2 加工棟 部位 位置図 3 階壁参照	火災区画境界	鉄筋 コンクリ ート	鉄筋 コンク リート		○	-	-	-
		内 壁 3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第 2 加工棟 部位 位置図 3 階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コン クリート 造壁	鉄筋 コンク リート		○	-	-	-
		内 壁 3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第 2 加工棟 部位 位置図 3 階壁参照	火災区画境界	鉄筋コン クリート 造壁	鉄筋 コンク リート		○	-	-	-

_____ : 修正箇所

< 第 5 次申請 >

「追第 4 次 別表ハ-2-1-1 1 第 2 加工棟の各部位の仕様（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事 内容
3 階	内 壁 ・ 内 部 扉	内 壁 3-31	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第 2 加工棟 部位 位置図 3 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内 壁 3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第 2 加工棟 部位 位置図 3 階壁参照	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内 壁 3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第 2 加工棟 部位 位置図 3 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内 壁 3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第 2 加工棟 部位 位置図 3 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし

_____ : 修正箇所

③ 壁厚を設計資料から転記を誤った箇所の変更

- ・図ハ-Ⅱ-2のC通り、9-10通り間の壁厚 [] の記載を [] に変更し、また、別表ハ-2-1-1 1、添2表1-3-1の内壁 M2-22 の呼び寸法 [] を [] に変更する。

<第4次>



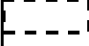
「図ハ-Ⅱ-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（中2階）」の変更箇所

「別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-22	図ハ-Ⅰ-3、図ハ-Ⅰ-4 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	[]	図ハ-Ⅱ-2	工事なし

_____ : 修正箇所


「添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能（抜粋）」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	六条			備考
								耐震1次	耐震2次	耐震裕度	
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-22	図ハ- I - 3、図ハ- I - 4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		○	○	○	—

_____ : 修正箇所

< 第5次申請 >

「追第4次 別表ハ- 2 - 1 - 1 1 第2加工棟の各部位の仕様（抜粋）」の変更箇所

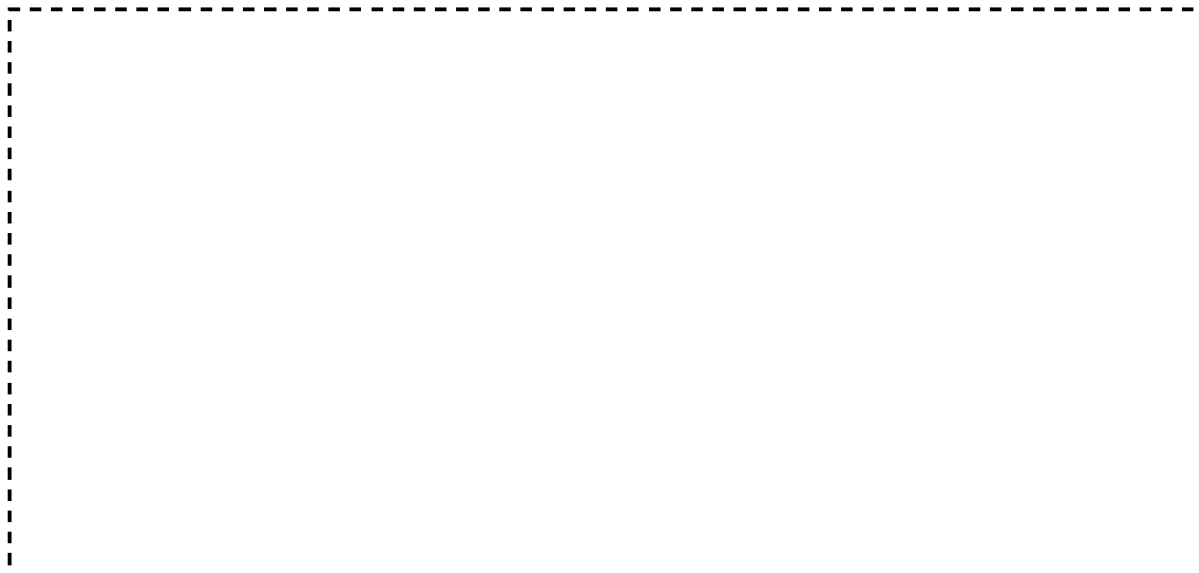
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-22	図ハ- I - 3、図ハ- I - 4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ- II - 2	工事なし

_____ : 修正箇所

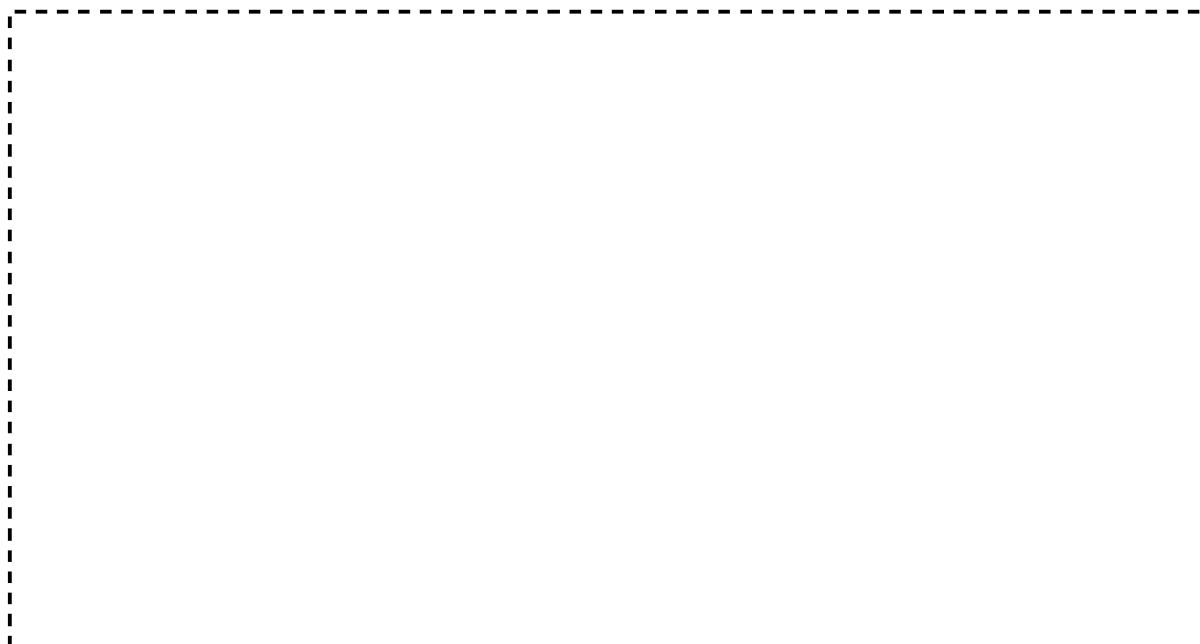


「図ハ- 2 P建- 1 - 2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）（中2階）」の変更箇所

- ・図ハ-2-1-1-29、図ハ-2-1-5-1(2)及び図ハ-2-1-5-1(8)のB通り、9-10通り間の壁厚 $\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{---} \\ \hline \end{array} \right]$ の記載を $\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{---} \\ \hline \end{array} \right]$ に変更する。



「図ハ-2-1-1-29 第2加工棟 工事概要図(1階)遮蔽」の変更箇所



「図ハ-2-1-5-1(2) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等(平面図 1階)」
の変更箇所



「図ハ-2-1-5-1 (8) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等
(断面図 B通り、B0通り)」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

①当該壁は、申請書において外壁 4-4 としている A 通り、4-6 通り間の内側の壁（壁厚 \square mm）と開口部が存在している A 通り、4-6 通り間の壁（壁厚 \square mm）を考慮して、保守的に厚さ \square mm で遮蔽評価しているが、一方で、火災においては、内側の壁のみを火災区画境界にしている。本来であれば A 通り、4-6 通り間の壁とその内側の壁の両方を外壁 4-4 と記載すべきところ、内側の壁にのみ安全機能があると誤認してしまい、壁の範囲を内側の壁のみとし、壁厚は遮蔽評価で用いた \square mm を記載してしまった。

また、添 2 表 1-3-1 の耐震の記載については、上記のとおり、壁の範囲が適切でなかったため、記載が漏れてしまった。

②壁厚 \square mm の壁に化粧厚みを含む実測値を誤って記載してしまった。

③第 2 加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面から CAD 図面を作成した際に記載を誤ってしまい、仕様表等にも同様に誤った記載をしてしまった。

(2) 工事段階

既設の壁であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の仕様表、図面及び各部位が有する安全機能の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、壁厚及び壁の範囲における誤りの修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	①②③の壁は、臨界隔離壁に該当しないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	①の壁は、耐震壁に該当するが、設計当初より耐震壁として評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 ②③の壁は、第2加工棟本体の耐震性に関する強度部材でないため、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	①の壁は、竜巻荷重を受ける外壁に該当するが、変更後の壁で竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 ②③の壁は、建物内の壁であるため、第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	①②③の壁は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないため、本変更による第2加工棟の積雪、火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	①の壁は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 ②③の壁は、建物内の壁であるため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	①の壁は、不法侵入防止の安全機能である鉄筋コンクリート造壁に変更はないため、第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 ②③の壁は建物内の壁であるため、第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	②③の壁は、第1種管理区域の境界に該当するが、本変更は負圧状態を維持する機能及び管理区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。 ①の壁は、第2種管理区域と周辺監視区域の（屋外）の境界であるが、本変更は管理区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	①②③の壁は、火災区域（火災区画）境界に該当するが、区画境界壁として、鉄筋コンクリート厚さ100mm以上（2時間耐火構造）の壁であることに変更はないため、第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	②③の壁は、溢水防護区画境界であるが、鉄筋コンクリート造であることは変わらず、水の流出入を防止する機能に影響はないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 ①の壁は、溢水防護区画境界に該当しないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	①③の壁は、遮蔽能力を有する壁であるが、変更後の壁厚で遮蔽評価しているため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。 ②の壁は、遮蔽に考慮していないことから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請、第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

<第4次申請>

- ・別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (p63, p72, p79, p82, p83)
- ・図ハ-I-8 第2加工棟 第2加工棟 部位位置図 (4階壁) (p101)
- ・図ハ-II-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (中2階) (p110)
- ・図ハ-II-3 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (2階) (p111)
- ・図ハ-II-4 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (3階) (p112)
- ・図ハ-II-5 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (4階) (p113)
- ・図ハ-2-1-1-2-9 第2加工棟 工事概要図 (1階) 遮蔽 (p157)
- ・図ハ-2-1-5-1 (2) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (平面図 1階) (p309)
- ・図ハ-2-1-5-1 (6) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (平面図 4階) (p313)
- ・図ハ-2-1-5-1 (7) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 A 通り、A1 通り) (p314)
- ・図ハ-2-1-5-1 (8) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 B 通り、B0 通り) (p315)
- ・図ハ-2-1-5-1 (14) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 3 通り、5 通り、6 通り、6A 通り) (p321)
- ・添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (p990, p1001, p1010, p1014, p1015)

<第5次申請>

- ・追第4次 別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (p240, p249, p256, p259, p260)
- ・図ハ-2-P建-1-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (中2階) (p494)

第2加工棟 ダクトスペース底版のスラブ符号について

1. 内容

図ハ-2-1-2-3 第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図において、北側ダクトスペース底版のスラブの符号を「S6」と記載すべきところを誤って、「S5」と記載しているため、当該図の記載を変更する。



「図ハ-2-1-2-3 第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のスラブであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図のスラブの符号を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、スラブの符号の誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁に該当しないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、第2加工棟本体の耐震性に関する強度部材ではないため、本変更による第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないことから、本変更による第2加工棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	
第九条	不法侵入	当該部位は、不法な侵入防止に関わる部位に該当するが、鉄筋コンクリート造であることに変わりはないため、本変更による第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、周辺監視区域であるため、本変更による第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、火災区域（火災区画）境界に該当しないため、本変更による第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水防護区画境界に該当しないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないことから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ハ-2-1-2-3 第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図 (p194)

第2加工棟 R階伏図兼構造区分図 大ばりの符号について

1. 内容

図ハ-2-1-2-7 第2加工棟 R階伏図兼構造区分図において、D通り/3-4通り間の大ばりの符号を「X2」と記載すべきところを、誤って「X3」と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図ハ-2-1-2-7 第2加工棟 R階伏図兼構造区分図」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のほりであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の大ばりの符号を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、大ばりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁に該当しないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、変更後の大ばりで竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根の大ばりであるが、変更後の大ばりで評価を実施しているため、本変更による第2加工棟の積雪、火山活動(降下火砕物)による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものではないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該部位は、外部に面している大ばりであるが、本変更は不法侵入の防止に関する安全機能に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1種管理区域の境界に該当しないことから、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、第2種管理区域と周辺監視区域(屋外)の境界であるが、本変更は第2種管理区域と周辺監視区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第2加工棟の火災区域(火災区画)境界に該当するが、本変更は、火災影響評価に影響を及ぼすものでないため、第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水防護区画境界に該当しないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないことから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書(第4次申請)における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ハ-2-1-2-7 第2加工棟 R階伏図兼構造区分図(p198)

第2加工棟 B通り軸組図 小ばりの符号について

1. 内容

図ハ-2-1-2-8 第2加工棟 軸組図 A通り、B通りにおいて、中2階の8-9通り間の小ばりの符号を「B20」と記載すべきところを、誤って「B16」と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面から CAD 図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のほりであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の小ばりの符号を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、小ばりの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁に該当しないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、第2加工棟本体の耐震性に関する強度部材ではないため、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、建物内の小ばりであり、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないことから、本変更による第2加工棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	
第九条	不法侵入	当該部位は、建物内の小ばりであり、不法な侵入防止に関わる部位に該当しないため、本変更による第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1種管理区域の境界に該当するが、本変更は負圧状態を維持する機能及び管理区域の境界に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、火災区域（火災区画）境界に該当するが、本変更は、火災影響評価に影響を及ぼすものではないため、第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水防護区画境界に該当しないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないことから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ハ-2-1-2-8 第2加工棟 軸組図A通り、B通り（p199）

第2加工棟 既設部材リストスラブについて

1. 内容

図ハ-2-1-2-26 第2加工棟 既設部材リストスラブ1のS8において、配筋の長辺方向-端部、中央の鉄筋径を「 」と記載すべきところを、誤って「 」と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図ハ-2-1-2-26 第2加工棟 既設部材リストスラブ1」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は第2加工棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面からCAD図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設のスラブであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該配筋の鉄筋径を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、スラブの誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は、臨界隔離壁ではないため、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は、変更後の配筋で強度評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、建物内のスラブであり、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないことから、本変更による第2加工棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	
第九条	不法侵入	当該部位は、建物内のスラブであり、第2加工棟の不法侵入の防止に関わる部位に該当しないため、本変更による第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は、第1種管理区域と周辺監視区域の境界であるが、鉄筋コンクリート造であることは変わらず、室内を負圧状態に維持する機能に影響を及ぼすことはないため、第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は、第2加工棟の火災区域(火災区画)境界に該当するが、区画境界スラブとして、鉄筋コンクリート厚さ100mm以上(2時間耐火構造)のスラブであることに変更はないため、本変更による火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水防護区画境界であるが、鉄筋コンクリート造であることは変わらず、水の流出入を防止する機能に影響はないため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、第2加工棟の遮蔽評価に考慮する壁の一部であるが、評価に見込んでいる壁の厚さは変わらないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書(第4次申請)における当該変更箇所及び関連変更箇所


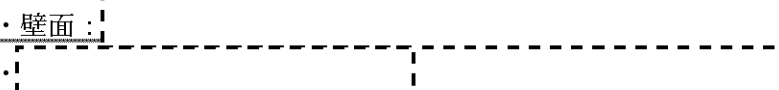
- ・ 図ハ-2-1-2-26 第2加工棟 既設部材リストスラブ1 (p217)

ペレット検査装置 No. 5 の据付に関する仕様及び図面について

1. 内容


ペレット検査装置 No. 5 の据付ボルトによる据付部位に関する仕様の記載が不足していたため、仕様及び図面に記載を追加する。(図面については次頁以降参照)

「表ニ-13-1 ペレット検査装置 No. 5 仕様」(第4次)及び
「追第4次 表ニ-13-1 ペレット検査装置 No. 5 仕様」(第5次)の変更箇所

地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]</p> <p>耐震重要度分類を第1類とする。</p> <p>強度部材を本表(別表1)に示す。</p> <p>アンカーボルト及び据付ボルトで床面及び壁面に固定。</p> <p>・床面：</p> <p>・壁面：</p>
------------	---

「表ニ-13-1 (別表1) ペレット検査装置 No. 5 材料一覧」(第4次)の変更箇所

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼

*以上の強度を有する材料

_____ : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

設工認申請書作成時、据付ボルトまでが設備であり、そこまでの仕様の記載で十分と判断していた。

(2) 工事段階

据付に係る工事はない。

(3) 検査段階

上記1. に示す考えにより、問題ないと考えていた。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、申請書の仕様及び図面の記載を追加する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は据付に係る仕様及び図面の記載の追加であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	核燃料物質を取り扱う部位の形状及び配置に変更はないため核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第五条	地盤	第2加工棟の床、壁等に固定することに変更はなく、安全機能を有する施設の地盤に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	仕様及び図面を追加した部位における耐震性能に問題はなく、耐震評価結果への影響はないことから、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	据付に係る仕様及び図面の追加であり、閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	据付に係る仕様及び図面の追加であり、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	据付に係る仕様及び図面の追加であり、核燃料物質を取り扱う部位の形状及び配置に変更はないため加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

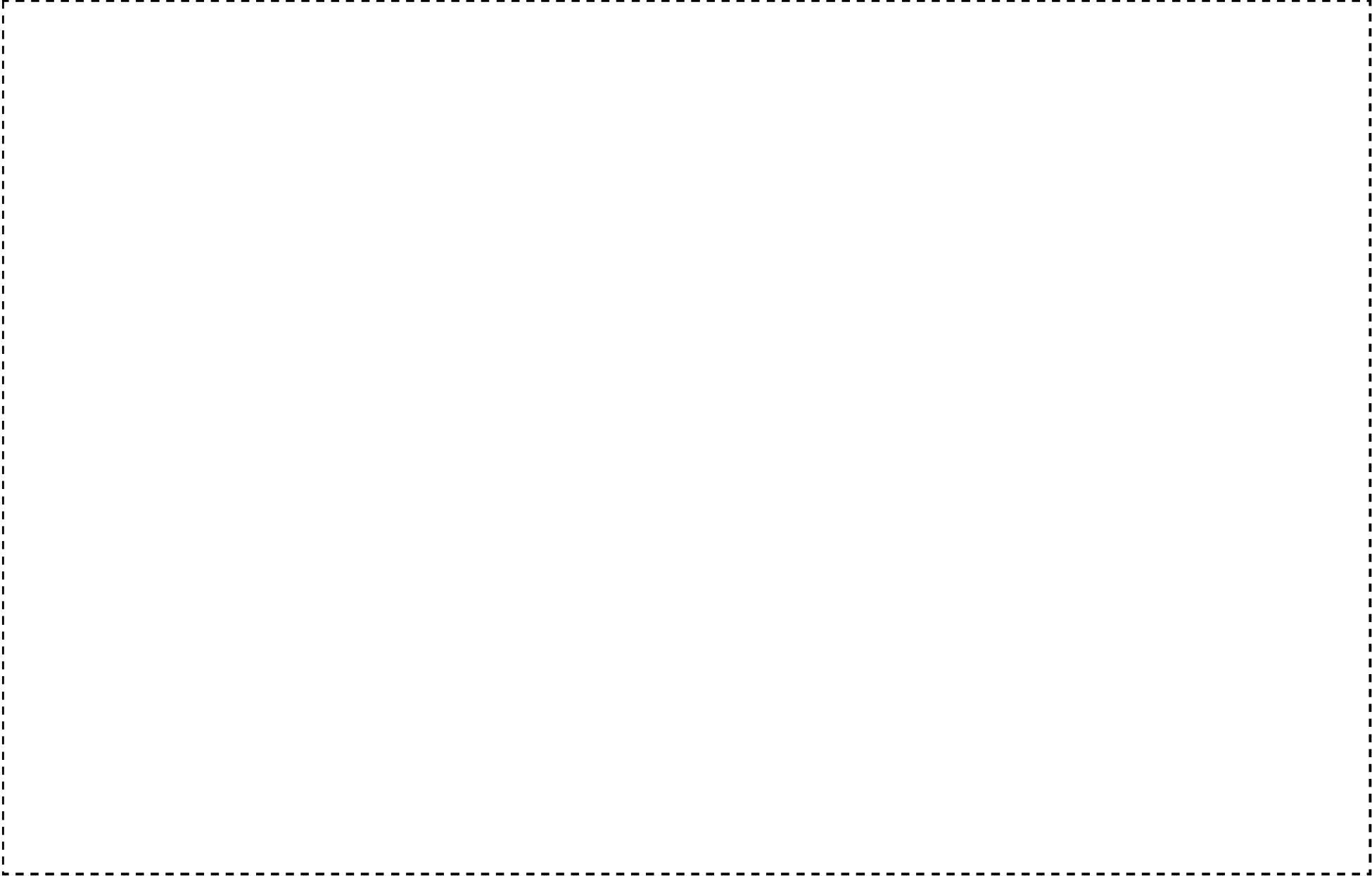
5. 設工認申請書（第4次及び第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

（第4次）

- ・表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様 (p449)
- ・表ニ-13-1 (別表1) ペレット検査装置 No.5 材料一覧 (p451)
- ・図ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 (p521)

（第5次）

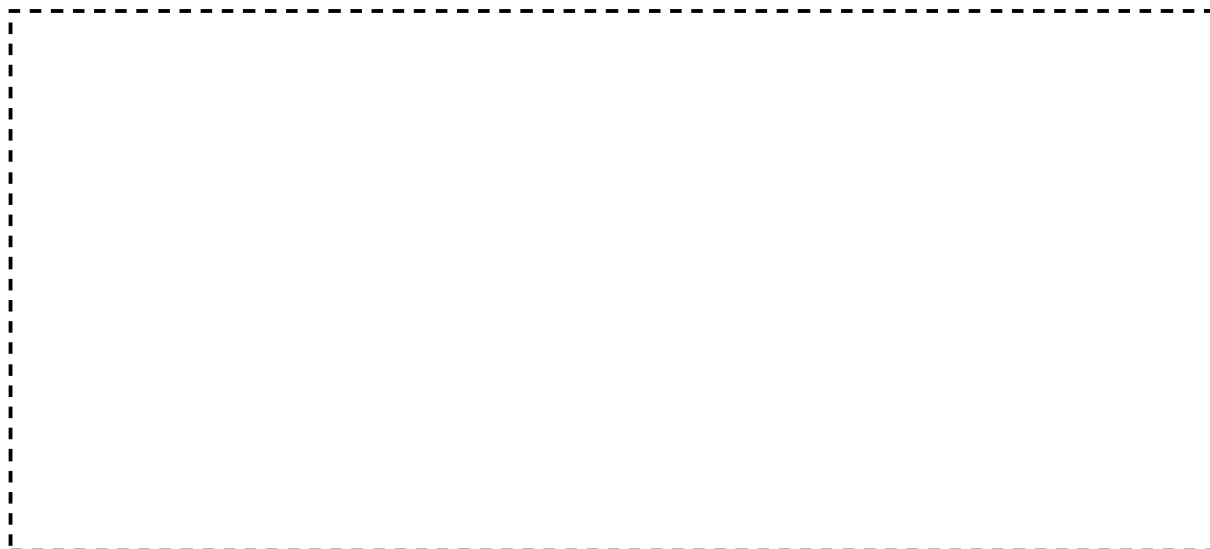
- ・追第4次 表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様 (p639)



第1 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばりについて

1. 内容

図ト-W1 建-28 (4) 第1 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばりのうち、B1 ばり、B4 ばり、B5 ばりについて、位置を「端部 中央」と記載すべきところを、誤って「中央 端部」と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図ト-W1 建-28 (4) 第1 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばり」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図の確認が不十分であり、誤った記載のまま設工認を申請した。

(2) 工事段階

既設のはりであり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の位置の記載を修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、小ばりの端部、中央のそれぞれの配筋仕様において、位置の記載のみを修正するものであり、小ばりの配筋仕様に変更はなく、耐震評価等は変更後の位置で評価しているため、技術基準適合性への影響はない。

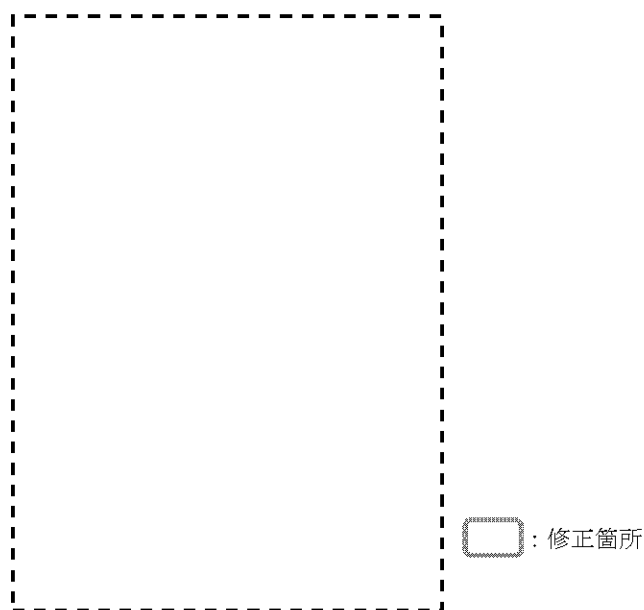
5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ト-W1 建-28 (4) 第1 廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばり (p1602)

発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱について

1. 内容

図リー建-1-18 (2) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図のうち、柱 M3 の帯筋のピッチを [] と記載するところを、誤って [] と記載しているため、当該図中の記載を変更する。



「図リー建-1-18 (2) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該図面は発電機・ポンプ棟の建設当時の設計資料を元に作成したが、当時の手書き図面から CAD 図面を作成した際に記載を誤ってしまった。

(2) 工事段階

既設の柱であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により、当該図の配筋のピッチを修正する。また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、柱の誤記の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	—（発電機・ポンプ棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、変更後の柱で耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、発電機・ポンプ棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、変更後の柱で竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、発電機・ポンプ棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないため、本変更による発電機・ポンプ棟の積雪、火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災	—（発電機・ポンプ棟は、外部火災により損傷を受けたとしても核燃料物質を取り扱う機器及びそれらを収納する建物には影響を与えず、加工施設の安全性を損なわないため、外部火災の安全機能はない。）
	航空火災	—（発電機・ポンプ棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。）
第九条	不法侵入	—（発電機・ポンプ棟に管理区域を設定していないため、人の不法な侵入の防止の安全機能はない。）
第十条	閉じ込め	—（発電機・ポンプ棟に管理区域を設定していないため、閉じ込めの安全機能はない。）
第十一条	内部火災	当該部位は、火災区域（火災区画）境界に該当しないため、本変更による発電機・ポンプ棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	—（発電機・ポンプ棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないため、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・図リー建－1－18（2）発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図（p2132）

遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 検査の方法の記載不備について

1. 内容

第リ－4表 建物・構築物に係る検査の方法に記載の不備があるため、当該表の記載の修正を行う。

「第リ－4表 建物・構築物に係る検査の方法」の変更前

検査の項目		検査の方法		判定基準
b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 ①遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認 ②遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認 (図リ－b－1 工事フロー参照)	検査	配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の基礎が支持層に到達していることを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の基礎が建築基準法施行令第九十三条の規定による平板載荷試験で支持力を確認した表層地盤に達していること。 遮蔽壁 No. 3 の基礎が建築基準法施行令第九十三条の規定による平板載荷試験で支持力を確認した表層地盤に達していること。



「第リ－4表 建物・構築物に係る検査の方法」の変更後

検査の項目		検査の方法		判定基準
b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 ①遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認 ②遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認 (図リ－b－1 工事フロー参照)	検査	配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の基礎が地盤改良（ラップルコンクリート）を介して、 <u>N値10以上の支持層に到達していること</u> を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の基礎が地盤改良（ラップルコンクリート）を介して、 <u>N値10以上の洪積層（砂層）に到達していること</u> 。 遮蔽壁 No. 3 の基礎が地盤改良（ラップルコンクリート）を介して、 <u>N値10以上の洪積層（砂層）に到達していること</u> 。

_____ : 追加箇所 _____ : 修正箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

遮蔽壁 No. 1～No. 4 のうち、第5次申請の遮蔽壁 No. 2、No. 3 の基礎は、地盤改良（ラップルコンクリート）を介してN値10以上の地盤に支持させる設計としているが、誤って第3次申請における遮蔽壁 No. 1、No. 4 の判定基準を記載してしまった。

(2) 工事段階

既設の遮蔽壁であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、使用前事業者検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該表の記載を修正する。

また、同届出後に使用前事業者検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、検査の方法における記載の不備を適正化するものであり、仕様表及び添付図に記載の仕様を変更するものではないことから、技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第5次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・第リ－4表 建物・構築物に係る検査の方法（p2345）